

令和6年

# 厚生委員会会議録

とき 令和6年4月16日

品川区議会

令和6年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和6年4月16日（火） 午後1時00分～午後4時54分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 松永よしひろ	副委員長 こしば新
	委員 こんの孝子	委員 ひがしゆき
	委員 鈴木ひろ子	委員 筒井ようすけ
	委員 おぎのあやか	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野福祉計画課長	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	檜村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	遠藤健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	若生健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 (品川区保健所保健予防課長事務取扱)	石橋品川区保健所品川保健センター所長
	福地品川区保健所大井保健センター所長	三ツ橋品川区保健所荏原保健センター所長
	池田国保医療年金課長	

○午後1時00分開会

○松永委員長

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日、議題とする案件は多くございます。質疑においては、重複を避ける、事柄を絞り簡潔に行う、前置きを省くを徹底し、会議時間が長時間にならないよう簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いいたします。

なお、本日は、2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

併せまして、本日、写真撮影の許可の申請がございましたので、議題に入ります前に、許可をするかしないかを判断するため、各党派のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、前例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したということがありました。

では、品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

前例のとおりお願いします。

○こんの委員

前例のとおりお願いします。

○ひがし委員

前例どおりでお願いします。

○鈴木委員

いつでも結構です。

○筒井委員

前例のとおりでお願いします。

○おぎの委員

いつでも大丈夫です。

○やなぎさわ委員

いつでもオーケーです。

○松永委員長

それでは、ただいま各党派のご意見を伺いましたが、前例どおりというご意見が多くございましたので、そちらでお願いいたします。

また、撮影につきましては、自席から撮影していただくよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、写真撮影の申請をされた方は、撮影してください。

[写真撮影]

○松永委員長

ありがとうございます。

---

1 幹部職員の異動について

○松永委員長

初めに、予定表1の幹部職員の異動についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご紹介をお願いいたします。

○寺嶋福祉部長

それでは、私から、本年度の人事異動で福祉部に転任した幹部職員の紹介をさせていただきます。  
まず、私、この4月に福祉部長に着任しました寺嶋でございます。よろしくお願いいたします。  
続きまして、佐藤障害者施策推進課長でございます。

○佐藤障害者施策推進課長

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○寺嶋福祉部長

続きまして、樫村高齢者地域支援課長でございます。

○樫村高齢者地域支援課長

樫村です。よろしくお願いいたします。

○寺嶋福祉部長

なお、本日出席はしておりませんが、もう1名、昨年度までの子ども未来部の保育課長でありました立木が、参事昇任になりまして、品川総合福祉センター派遣となっております。

私からは以上でございます。

○阿部健康推進部長

では、私から、健康推進部の異動してまいりました幹部職員の紹介を申し上げます。  
遠藤健康推進部次長、品川区保健所次長兼務、地域医療連携課長事務取扱でございます。

○遠藤健康推進部次長

遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

次に、五十嵐参事、保健予防課長事務取扱でございます。

○五十嵐保健予防課長

五十嵐です。よろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

赤木生活衛生課長でございます。

○赤木生活衛生課長

赤木でございます。よろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

福地大井保健センター所長でございます。

○福地大井保健センター所長

福地でございます。よろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

最後に、三ツ橋荏原保健センター所長でございます。

○三ツ橋荏原保健センター所長

三ツ橋でございます。よろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

以上、よろしくお願いいたします。

○松永委員長

ありがとうございました。それでは、どうぞよろしくお願いたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 2 請願・陳情審査

令和6年陳情第20号 重度障害者が入居できるグループホームの運営支援を区に求める陳情

### ○松永委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和6年陳情第20号、重度障害者が入居できるグループホームの運営支援を区に求める陳情を議題に供します。

なお、「品川区立出石つばさの家 申し込みのご案内」を委員の皆様のお手元に配付させていただきましたので、審査に当たってご参考にしてください。

それでは、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

### ○松永委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

### ○松山障害者支援課長

私から、当陳情につきまして、現況をご説明申し上げます。

まず、陳情に記載の品川区立出石つばさの家の状況でございます。申し込みのご案内をご覧ください。

1月17日から2月末まで、入居に向けた推薦願の受付を行ったところ、ページをお開きいただきまして、左上の利用定員、共同生活援助、いわゆるグループホームですが、16人の募集に対しまして87人の応募がございました。

右上の4、入居に向けた流れについてですが、区では、申し込みいただいた推薦願を基に右下の調整指数を合算し、入居候補者選定会議で入居優先順位を審査いたしました。

調整指数では、例えば、障害支援区分について、支援の必要が高い方、重度の方ほど高い点数となるよう設定しております。

なお、入居候補者選定会議は、障害者支援課および外部委員として、医師、障害者団体の代表の方、当該グループホームの指定管理者で構成しています。

審査の結果、調整指数の合計により、ページをおめくりいただき、6の入居についての括弧の中をご覧ください。

A区分、B区分、C区分に分けまして、辞退者1人を除く86人の入居希望者の方へ、入居順位区分と調整指数点数を記載したお知らせを3月に発送いたしました。

また、作成した推薦名簿は、指定管理者へ提供しております。

現在、区が推薦した入居順位区分の高い方、A区分の方から順に、指定管理者が面接をしている最中です。面談後、必要な方については体験利用していただき、最終的には入居希望者と指定管理者との契約に基づき入居が決定いたします。

次に、人員体制についてです。

陳情に記載の会議録の人員体制は、指定管理者からの提案によるものです。

4月1日付の人員体制についてです。

管理者兼世話人が1人、サービス管理責任者兼世話人が1人、世話人が4人、生活支援員が4人で、全員常勤でございます。そのほか生活支援員については、入居者の状態に合わせて、今後、柔軟に検討するとの報告を受けております。指定管理者のこれまでの提案と大きく変わるものではないと認識しております。

次に、指定管理料についてです。

まず、指定管理料については、指定管理者による運営収支計画を基に、区と協議の上、決めております。陳情に記載のとおり、今年度の指定管理料は、約2,700万円を計上しております。

陳情の中で例示されております港区と品川区のグループホームの指定管理料の違いについてです。

陳情の2ページ下段の表に、区歳入との記載があります。その内訳は、障害福祉サービス等報酬と家賃と記載されております。

一方、品川区では、区の歳入は家賃のみで、障害福祉サービス等報酬については、指定管理者の収入としております。その障害福祉サービス等報酬について、指定管理者は、運営収支計画の中で4,200万円余を見込んでおります。したがって、出石つばさの家の指定管理者の収入は、報酬等の4,200万円余と、区から指定管理料2,700万円余との合計、約6,900万円を見込んでおり、区といたしましては、指定管理業務の実施に必要な指定管理料を確保し、運営を支援しております。

なお、グループホームの入居条件についてです。

ご案内の申込資格に記載のとおり、区立のグループホームにつきまして、自力での通所を条件にしてはございません。実際に自力での通所ではなく、送迎バスを利用されている入居者の方もいらっしゃいます。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。もう少し現状を把握したいので、幾つかお聞かせください。

先ほど、87名の応募があったとお聞きしましたが、こちらの区内区外のそれぞれの人数がもし分りましたら、お知らせください。

また、応募されている方の障害区分、こちらの支援区分の内訳も分かればお願いします。

あと、配置のところで、常勤10人ということでしたが、どういった方で、資格等がもしあれば、資格職の方など、詳細を教えていただくと助かります。

#### ○松山障害者支援課長

3点ご質問をいただきました。

まず1点、区内、区外の内訳でございます。

87人のうち、辞退の方がお一人、86人のうち、区外が5人でございます。それ以外、81人が区内の方となっております。

こちらの区内の方につきましては、品川区が発行している受給者証で区外施設を利用されている方については区内の扱いとし、準じているものでございます。

それから2点目、区分の内訳でございます。今回お申し込みいただいた中では、区分なしが12人、

区分2が12人、区分3が10人、区分4は30人、区分5が11人、区分6が12人、一番多く占めているのは区分4の方でございます。

それから3点目ですが、配置される職員の資格者数ということですが、先ほど申しました10人のうちの7人が有資格者でございます。介護福祉士、あるいは社会福祉士を保有されているということで報告をいただいております。

#### ○おぎの委員

ありがとうございます。ほとんど品川区の区内の方ということで確認いたしました。

また、区分の内訳も、4の方が30人ということで、そうしますと、やはり面接をすると、4以上の方が多くなるのかなと思います。今、順次面接をされているということで、A区分というのは、ほとんどこれ、区分の4から6の方が多いいのかなと思います。その辺はいかがでしょうか。

あと、資格が7名いらっしゃるということで、看護師はいらっしゃらないということですが、今後、状況を見て、看護師の配置等も検討されているのか、その辺をお聞かせください。

#### ○松山障害者支援課長

先ほど申しましたA区分等の4、5、6の状況でございますけれども、A区分の方については28人です。B区分が30人、C区分の人が28人という内訳になっているのですが、そのA区分の方は4以上の方、4、5、6の方、4の方が17人、5の方が6人、6の方が5人という形になっております。Bの方もほとんどが4、5、6の方でございます。Bの中には、区分2や3の方も少数ですがいらっしゃるという形になっています。

当然ながら、支援区分が高い方を優先しておりますので、Aの方は4、5、6が非常に多いということになっております。

それから2点目、看護師の配置についてでございます。

今回、お申し込みいただいた方の中にも、特に常時看護が必要な方はいらっしゃいませんでした。そのため、看護師を配置ということは、現段階ではございません。例えば、今後、医療的ケアが必要になった場合は、外部から、例えば訪問看護を入れるなどの可能性もありますし、今、区立の中でもそのように対応しているグループホームもございます。

#### ○おぎの委員

ありがとうございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

今の区分のところなのですが、Aが28人、Bが30人で、Cが28人ということだったので、先ほどの区分ごとの人数で伺ったところで、支援区分が5の方が11人で、6の方が12人で、5と6だけで、もう23人いらっしゃるということになりますよね。そうすると、この支援区分の高い方は、点数としては、4以上の点数は皆さん同じということになりますけれども、同じ点数でも支援区分の高い人から入りやすいというふうなことがあるのかどうか、その点を伺いたいのですけれども、ここの陳情の中では、重度の方が入れないということがかなり言われているので、5とか6という、そういう支援区分の高い方が入りやすいということになっているのか、その点を伺いたいです。

それから、この陳情のところの港区は空床型の短期入所は医療的ケアのある方の受入れを求めています。

すということで書かれているのですけれども、ここの短期入所2名があるわけですから、これは医療的ケアの方を受け入れるということはあるのか、その点も伺います。

#### ○松山障害者支援課長

まず1点目ですけれども、支援区分が高い方、いわゆる区分6の方から入りやすいかというご質問ですけれども、区としては、推薦する中で、A区分の中でも区分が6の方、5の方という形で、支援区分の高い人から当たってくださいと、ご案内をしてくださいというふうに指定管理者には申し上げております。

2つ目の港区の医療的ケアの方の受入れが実際にあるかということなのですが、港区に確認したところ、実際には、今のところ、受入れは行っていないということを確認しております。

#### ○鈴木委員

港区は、医療的ケアの方も受け入れますよということで、希望があれば受け入れるという体制をしているのかなと思ったのですけれども、今回の出石のところでは、短期入所2名というところで、医療的ケアの方が短期入所で希望されたときには、受入れは可能だという体制になるのかどうなのかということ、そこのところを聞いたかったので、その点をお願いしたいと思います。

今の、前のところでの重度の支援区分の高い順番に面接もして入れてくださいよというふうなところでは、ここに心配されているような重度の方が入れないということにはならないのが今回の出石だということで確認させていただいていいのですよね。

それから、それ以外のところで、品川区立のグループホームは幾つもあると思うのですけれども、その中で実際に支援区分5とか6の方は、実際は入られていないのか、その点も教えていただきたいと思っています。

#### ○松山障害者支援課長

まず、ショート、短期入所での医療的ケアの方の受入れということになりますが、医療的ケアの状態にもよるといえるか、今回も、ご本人やご家族と面接をさせていただいて、実際に書類だけでは分からないような、実際にご本人の望む生活ですとか、あるいは、どういう個別支援が必要なのかということを実際に聞き取った上での対応が可能かどうかということが指定管理者の判断によるものでございます。

なので、医療的ケアの全ての方というふうに対応できるわけではございません。ただし、医療的ケアと言いましても、例えば、自己管理しているような糖尿病の方の注射ですとか、自己管理している方もいらっしゃいますので、そういった方については受入れが可能かと思いますが、なかなか医療依存度が高い方につきましては、必ずしもショートで全ての方を受け入れるということではございません。個別対応になるものでございます。

#### ○鈴木委員

この短期入所というのは、今回、グループホームで申し込んだ87人の方とは関係なく、一般で、誰でも短期入所は利用できるということでもいいのか、その確認をお願いしたいのと、それからあと、この報酬なのですけれども、港区は5人なのですよ。それで今回の品川区は16人と、短期入所2人なので、18人と考えると、ここでは3倍と言っているのですけれども、3.6倍になるのではないかと思います。3.6倍ということで計算すると、例えば、令和3年の指定管理者の港区のところというと、2,319万円、これに3.6倍すると、約8,350万円になるのです。そうすると、先ほどの介護報酬は事業者が受け取るので約4,200万円と、指定管理料が約2,700万円、合わせて約6,900万円ということなのですから、それと考えると、港区からすると、1,500万円くら

い少ないような状況になるのかなと思ったのですが、これは港区と比較すると、まだ指定管理料は少ないというふうになるのかなというふうには思ったのです。

それと、約4,200万円を介護報酬で見込むということで、事業者の見込みということなのですが、港区の介護報酬からすると、この介護報酬に3.6倍しても3,500万円ぐらいにしかならないのですが、それよりもかなり介護報酬は事業者の見込みが多いという感じなのですが、そこら辺のところは、なぜ港区などよりも介護報酬が多いという見込みになるのか、そこら辺のところが分かったら教えていただきたいのと、介護報酬が事業所に入ったとしても、1,500万円近くが品川区のこの約2,700万円だと少ないのかなというふうには計算したところ思ったのですが、そこら辺は、区としては、どう考えられているのでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

まず、ショートの対象でございます。特にショートにつきましては、今回申し込んだ方だけを対象にしているわけではございませんので、通常どおり、お申し込みいただいてということになります。

それから、港区との指定管理者や介護報酬との比較についてでございますが、単純に3.何倍ということではなくて、やはり介護報酬の場合、一定程度、規模があると、やはりスケールメリットがあるということがございます。

また、港区の場合は、令和3年度が陳情に記載されておりますので、もう既に安定的に運営をされているものと考えます。出石つばさの家は初年度ということですので、指定管理者からの運営収支計画を基に出していただいたものでございますので、決して指定管理料が少ないからということではございませんし、区としては、指定管理者の運営収支を基に、この運営収支につきましても、区分4の方を中心に考えた運営収支ということになっておりますので、中重度の方を対象者としたグループホームとしての指定管理料を区としては確保し、きちんと運営を支援しているという状況でございます。

#### ○鈴木委員

多分そんなに単純に3.6倍ということではないのかなと思いつつも、計算してみたら、少し少ないなというふうな思いがしたので、でも、それは多分、事業者とのやり取りで、これでやりくりできますよという、そういうことでの指定管理料として決まったというふうなことで捉えていいですか。

あと、ここの陳情では、6人の障害者に対して1人の生活支援員ということで書かれているのですが、でも、入居者16人の定員で生活支援員が4人ということだと、16で4対1とはならないで、やはりそれは基準としては6対1というふうなことになるのか、その点も教えてください。

あともう1つ、Aの区分は何点くらいになるのか、Bの区分が何点くらいになるのかということも教えていただきたいと思っております。

それで、調整指数を全部足し合わせると、各要件の1、2、3、4で最高の点数が9点だと思うのですが、その他ということ、虐待などがあるとプラス1点になるので、最高で10点ということになるのかと思うのですが、虐待とか何かがあれば、そういうところで、10点の人もいるのか、その点もお聞かせください。

#### ○松山障害者支援課長

まず、人員体制についてでございます。配置する人数は、時間帯によって異なりますので、例えば、土日は多く配置するとか、夜間はどうかということでのシフトになります。最大で1日6人ということでございます。

それから、生活支援員、3月までは、この人数規模で言いますと、4対1以上というものがありまし

たけれども、今年度直近で介護報酬基準改定がありまして、6対1ということでグループホームの基準では出されております。その基準をクリアしております。

また、次に、件数でございますが、A区分の方につきましては、全員9点でございます。10点の方はどなたもいらっしゃらないということです。

B区分の方につきましては8点、C区分の方につきましては7点以下ということです。

#### ○鈴木委員

あともう1つ伺いたいのが、このグループホーム、87人が申し込まれたということなのですが、今まで、ここの中で、どれくらい待機者がいらっしゃるかということで伺ったときには、相談のところに登録というか、希望されている方が50人くらいということで答弁だったと思うのですが、それよりも87人はすごく多いなというふうに思ったのですが、地域移行とか、それからあと、グループホームでも、品川区にグループホームがないために他区に入られている方、他の自治体に入られている方も、今の時点でどうか分からないのですが、施設で160人だか70人だかで、グループホームで同じぐらいの数の方が、品川区以外のところに入られていると思うのですが、そういう方が品川区のこのグループホームに入りたいという方も対象で、そういう方にも声かけられたのか、そういう方の申請があったのであれば、何人ぐらいの方が申し込まれたのかも伺いたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

地域移行のご希望がある方についてでございます。今回、他の施設あるいはグループホームからの出石のほうにご要望があった方、区内外の施設、グループホームからのご要望があった方については、22人の方のご要望がありました。したがって、今回、在宅の方と、その方を合わせると、大体見込みとしては50人、その方々がプラスされた人数が申し込みいただいたということで把握してございます。

#### ○鈴木委員

22人の方が、やはり本来であれば、区内にあれば入りたかったということで、品川区に戻ってきたという方なのだと、改めてこの人数を考えると、やはりこれからももっと本当にグループホームを、こういう希望に沿った形で、ぜひともつくっていただきたいなというふうに思います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○ひがし委員

まず、この入居の順位の区分、A、B、Cというふうにつくられているとされていて、その内訳については先ほど聞きましたが、このAの方々、9点で28人、その中の内訳で、区分4の方が17人で、区分5が6人で、区分6が5人ということなのですが、この点数、9点がマックス、今のところの段階ではというところで行くと、障害支援区分の点数は4から6が合わせて全部2点になっていて、最初に優先的に区分6の方の重症度が重い方々から面談とかをしているということだったら、少し点数を変えてもよかったのかなと思ったのですが、この点数の決め方はどういうふうにしたのかというところをまずは確認させてください。

#### ○松山障害者支援課長

まず、調整指数の点数の決め方でございます。

今回、中重度ということで、4から6の方をまず入れていただきたいというのが区としてございます。

また、Aの方にも、Bの方にも、4から6の方は非常に多いということでございます。

区としましては、その中でまた区分の高い方から順にリストをつくらせていただいておりますので、審査会の委員の方々にもご了承いただきながら、そのように決めさせていただきました。

#### ○ひがし委員

先に面談をするのだったら、点数を分けて、点数が高いところから面談とか体験をするというのではないかなというふうに思ったのですけれども、対象者が中重度というところで分けているから、その点数は一緒にしたということですね。ありがとうございます。

ただ、点数は一緒だけれども、面談とか体験をするというときは、区としては、やはり区分が高い6から先にやっていただくというふうをお願いをしているということの認識で合っていますでしょうかという点と、あとは、この入居者の選定方法、先ほど教えていただきました入居候補者選定会議というところ、区も入っていたと思うのですけれども、最終的にどのような流れで決まっていくのか。その最初の決定権は区にあるのかということも確認をさせてください。

#### ○松山障害者支援課長

まず、区分の高い方から入れていきたいという区の認識についてです。

実際このように調整指数を決めさせていただきまして、これはご案内ですので、皆さんにお申し込みいただく際には、もう既に公表されているものでございます。その認識の下、区としては、それでも区分の高い方から、重度の方から入れていただきたいということで、指定管理者にはご案内を、まず最優先にしてくださいというお願いをしているところでございます。

それから、入所候補者選定会議、推薦についてでございます。

入居候補者選定会議におきましては、まず、全ての指数、この調整指数の点数でよろしいかどうか、あるいは、何か別な方法があるか等も含めてご審査いただきまして、その上で、この調整指数の全て確認をして、86人の方に確認しまして、その中で、A、B、Cという形で推薦するという決定を審査会の中でしました。審査会の結果を受けて、区のほうでのご案内をしている。区として推薦の決定したというところでございます。

#### ○ひがし委員

今、推薦の決定は区が最終的にしたということで確認ができたのですけれども、この後のお話を聞いていて、入居者を、今、面談をしていて、体験とかをしていくという流れになると思うのですけれども、その最終的なものが言えるところ、決定権がどこにあるのかという質問だったと思うのでその点について、お答えいただければと思います。

#### ○松山障害者支援課長

最終的な決定権でございます。最終的には、指定管理者とご本人との契約に基づいて、双方合意の上で契約をするということになります。

区としては、グループホーム、共同生活援助サービスを利用していただくような決定はできるのですが、どこにというのは、ご本人と運営事業者との契約ということになります。

#### ○ひがし委員

恐らくこの陳情を見ていったときに、Aの点数が28人というふうにいっちゃって、その中の区分内訳のところを考えると、もしかすると、この面談だったりとか体験の後に入った方々が、重度の方がいないのではないかと、取れないのではないかとというところを危惧されている陳情なのではないかというふうに思っていて、区として、中重度の方を入れていくというところを考えると、区分だけ

が問題ではないと思うので、様々、面談等をしながらかめていくべきではあると思うのですけれども、やはり重度の方々が入れるようなグループホームという目標でつくられたというところもあると思うので、その点について、区としても指定管理者の方に言えるというところが大切なのかなというふうに思いますので、その点については、指定管理の方と入居者の方だけではなくて、区も言える権利と申しますか、そういう決められるところがあるといいのかなというふうに思ったのですけれども、決まった後に、区として、「これでいいですよ」だったり、「お願いします」だったり、何か言える場はあるのかというところを再度確認させていただいてもよろしいでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

最終的な決定のところでございますけれども、確実に申し上げられることは、入居候補者選定会議で、区としては、きちんと点数の高い方、重度の方を入れるという方向で推薦をしているというところで、区の意味がそこで反映できていると思います。

こちらのグループホームは、中重度ということで、もう銘を打って行っていますので、それに従って指定管理者も応募されて、指定を受けたということになっております。

何かあれば、指定管理のモニタリング等を通じまして、また、初年度ですので、密に指定管理者と連携をとりながら協議していければと思っております。

区としては、意向をその都度伝えておりますし、この選定会議の中でも、ほかにも外部の方も入っておりますので、その方々の前でも伝えておりますので、今後も情報連携をきちんととりながら、こちらの出石つばさの家の目的である中重度の方のグループホームを達成していきたいと思っております。

#### ○ひがし委員

区としても、中重度の方が入れるようなグループホームをというところで、しっかり取り組んでくださっているというふうに認識いたしました。

また、この出石つばさの家を私も見せていただいたのですけれども、ストレッチャーでの入浴設備だったりとか、あとは、トイレのところとかもすごく整備がしっかりされていて、中重度の方が入れるような施設に向けて整備をしているのだなというところが伝わってきました。

なので、せっかくなつく整備を利用できるように、人員の配置も含めて取り組んでいただきたいというふうに思っております。その点について、この指定管理料が少ないためにというところが陳情の趣旨にも書かれていますが、港区と比べて、そもそも品川区は指定管理の内訳が違うというふうに先ほど説明でいただいたと思うのですけれども、ここについても改めてもう1回説明をいただいてもよろしいでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

指定管理者料でございますが、品川区の場合、利用料金制という制度を採用しております。障害福祉サービスの報酬については、例えば、支援区分が高い、あるいは人員体制を整えるとする加算が多く出る、いわゆる報酬として指定管理者の報酬に入るという形になりますので、品川区の場合は、障害福祉サービスの報酬を指定管理者の収入とすることで、インセンティブを付与しているような仕組みとしております。指定管理者が創意工夫、経営努力をしながら収入を増やしていくということで、安定したグループホームの運営につなげていくということが目的となっております。

#### ○ひがし委員

障害福祉サービスと報酬が、港区だと、区の歳入に入っているけれども、品川区は、指定管理者に入るようにしているから、金額に差が出ているのだよということですね。

そのサービスは、重症度とかが高かったら、その料金も上がるから、そういうところで障害区分が高い方を入れると、指定管理者のほうにも金額として多く入るというところも確認ができたと思っております。

長岡福祉協会の方々とお話をしている、すごく積極的に中重度の方が入れるように体制を整えていくというようにお話を聞かせていただきましたので、区としても、この指定管理料のところについて、今回は初年度なので、相手方が提示した金額と説明をいただきましたけれども、もし足りないだったりとか、もっとサービスを何か入れてほしいというようにお声かけがあったときには、しっかりと区としても、追加で予算等も検討していただきたいと思っておりますので、その点について、最後にお答えいただいて、以上とします。

#### ○松山障害者支援課長

指定管理料についてでございます。委員がおっしゃられるように、初年度のため、指定管理者からの運営収支計画に基づきまして算出したしましたが、今後、実績等を見させていただいて、指定管理者と随時協議をしながら、今後、指定管理料については、また検討していくということで、来年度に向けて考えたいと思っております。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

すみません、6番の入所順位区分のところなのですけれども、区分Aが28人ということで、区分Aは9点ということなので、支援区分としては、4から6ということですよ。4から6の方が28人で、区分Aということになるので、ほとんど16人で入れる方は、4以上の方ということで考えていいのか。それとも、区分Aが優先的に入って、それで辞退して、Aの方で足りなかったらBの方に移るという、そういうことですよ。そうすると、4から6が中心というか、基本的に4以上になるのではないかと考えていいのでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

A区分とB区分についてでございます。A区分については、おっしゃられるように9点、B区分については8点なのです。その1点の違いはどこかといいますと、ご家族の状況というところが大きいです。ご家族が単身者または成年後見人がいる、両親ともに75歳以上である、両親の片方が不在等々といったようなところでの1点の差が大きいということでございます。

したがって、B区分の方も、4、5、6の方も、B区分であれば、区分4が11人、区分5が4人、区分6が7人ということで、それ以下の方が8人いらっしゃるという状態ですので、A区分の方にまずは面接をしていただいている最中でございます。

実際に体験利用をしていただいて、あるいは、それは合意の下ですけれども、体験利用をしていただいて、実際に契約になるかどうか。それが難しければ、B区分の方に当たっていただくという状況でございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○筒井委員

まず、この出石つばさの家は、中重度の方、重度の方も含めて受け入れるという体制だということの確認と、あと、そもそもグループホームというのは、あくまでも共同生活の場だと思っておりますけれども、

あまりにもひどい重度の障害者の方は、医療施設ということになるのかという、このチラシにその旨が書かれておりますけれども、その点の確認をしたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

受入対象者についてでございます。委員がおっしゃられるように、出石つばさの家は、中重度の方を受け入れるということを銘打っております。

ただし、やはりグループホームは共同生活の場であるということが前提にありますので、共同生活が可能な方ということにはなろうかと思えます。

ただ、共同生活が可能な方といえども、支援した上で可能になる方も当然ながらいらっしゃると思いますので、ここは指定管理者がどのように支援をしていくかということがキーになるかと思っております。

いずれにしましても、中重度の方を受け入れるグループホームに代わりはございません。

#### ○筒井委員

分かりました。重度障害者も利用はできるということが確認とれました。

あと、この陳情の趣旨で、指定管理料が少ないために重度の障害者が利用するのに不十分な人員体制という旨と、あと、2ページで、指定管理料が少ないことが分かり、人員体制を減らざるを得なかったことが推測される。また、多くの事業者が手を挙げない理由も含め、金銭的な支援が不明だとか、区からの支援がないというようなことが書かれておりますけれども、先ほど来、障害福祉サービス等報酬は、今回の場合、約4,200万円ですけれども、そうした障害福祉サービス等報酬は、指定管理者の収入になるということは、当然、手を挙げる事業者もきちんと認識しておりますよね。その確認をしたいと思えます。

#### ○松山障害者支援課長

指定管理料についてでございますが、品川区の場合は、そのように利用料金制ということで、報酬については指定管理者の収入になるということは、きちんと説明をしてございますし、その上での運営収支計画を提出いただいている。それで、協議の上で決めているものでございます。

#### ○筒井委員

また、今回の約4,200万円は、きちんと指定管理者の方に入ることなのではございますけれども、そうした前提の下、今回、陳情者が言われている重度の障害者が利用するには不十分な人員体制と書いてありますけれども、人員体制については、これ、区としては十分だと考えておられるのでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

人員体制についてでございます。人員体制につきましては、まずは指定管理者、非常にノウハウがある指定管理者ですので、その経験を踏まえた人員配置ということになっております。

今回、有資格者につきましても、10人のうち7人ということで、本来であれば、世話人という方々は、資格の必要のない方々でございますけれども、世話人の方にも資格がある方を配置しているということでございます。

ただし、今後、入居者の状況によって、やはり支援が必要だということであれば、指定管理者がご留意をするという報告を受けておりますので、区としても、そのように依頼をしているところでございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

### ○やなぎさわ委員

いろいろ説明、ありがとうございます。これ、先ほどの筒井委員の質問の続きなのですが、利用料金制でしたか、それは募集の段階で、事業所のほうには、うちはこういうふうなやり方ですと周知はしているということは確認ができたのですけれども、つまり、区としては、経営努力によって報酬が上がる可能性があるよというようなインセンティブをつけているというところで、それをやることによって、やはり区としては、手を挙げる事業者が増えるというような認識で行っているということよろしいでしょうか。それをお聞かせください。

### ○松山障害者支援課長

区としての利用料金制でございますけれども、やはり全く区の歳入にしてしまうと、指定管理者にとってはあまりメリットがない状況になりますので、やはり指定管理者の経営努力や創意工夫によって歳入が得られる、収入が得られるということは、手を挙げる事業者が多くなるというふうな認識ではおります。

### ○やなぎさわ委員

特に、この制度に対して、説明会の段階で何か事業所から、この点について、何か質問とか、こういうふうにしたほうがいいのではないかとか、そういう問合せは特に説明会の段階ではなかったのでしょうか。確認です。

### ○松山障害者支援課長

委員よりお問い合わせのあったご質問のようなものは、区には特にございませんでした。

### ○やなぎさわ委員

はい、分かりました。

これは要望になるかもしれませんが、重度障害者のグループホームということで、非常に待ち望まれていたものということで、安定して経営をして、受入れをしっかりとさせていただきたいというところがあるので、ぜひ今後というか、まだ走り出したところなので、収支の面がどうなるかということは承知しているのですけれども、しっかりと伴走していただいて、赤字で続けられないとか、それこそ赤字で今のような人員体制、有資格者の体制がとれなくなってしまって、サービスの質が落ちるといようなことがないように、あと、看護師を入れようと思った段階で、必要な段階できちんと事業所が入れられる、入れたいと思っても、結局、人件費がかさむからとか、なかなか人が来ないから看護師が配置できないとかということが、せっかくあれだけすばらしいストレッチャーとかが入っているということもあるので、ぜひこの辺はしっかりと伴走してほしいと思います。

私も完成式のときに参加させていただいて、事業所の方のお話を直接聞いたのですけれども、結構始める前から、私の印象ですけれども、「結構厳しい」、「大変な船出だな」みたいな感じの印象を、私は受けたのです。これからどうなるのだろうと、多分、事業所の方も、それこそ初めて品川区の指定で、非常に熱意を持ってやられると思うのですけれども、やはり不安も半分みたいのところを感じたので、ぜひ伴走していただいて、区民の方にとっても必要とされているものなので、これもしっかり二人三脚でお願いいたします。

### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

### ○こんの委員

先ほどから様々な委員の質疑を聞いていたので、人員体制や、あるいは、指定管理料の考え方とか、

そこは確認をさせていただきましたので、1点だけ、初年度ですから、指定管理者の方々が、おおよそこれぐらいの運営費で大丈夫だろうということで提示をされ、また、協議の上、約2,700万円という金額です。この後、今年度、今は選定をされているので、どういう区分の方が何人入ってこれたという、その報酬につながっていくところだと思うのですけれども、今後、事業者が、やはり区分5、6の方々を受け入れたときに、人員を増やす、あるいは有資格者を増やすというような体制を考えていったときに、柔軟に、ここ、指定管理料を、協議の上、決めていっていただきたい、こういうふうに思うのですけれども、その辺の考え方は、どういうふうに区としては考えていらっしゃいますでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

指定管理料の考え方でございます。委員がおっしゃられるように、初年度であるということで、これから面談をしながら、どういう区分の方をいつから契約して入れるか。今はどなたも入っていないという状態ですので、スケジュール感も指定管理者と想定しながら指定管理料を運営収支計画の中で積み上げていったということがございます。

また、今後、やはり期待されているグループホームでございますし、中重度の方を、区としては、指定管理者と協力しながら、実際にどういうことがお困りなのか、きちんと聞きながら、あるいは、どういった支援が必要なのか、区としての支援がどういったものがいいのかをきちんと相談しながら一緒に考えていきたいと思っております。

指定管理料については、来年度の予算の組立てですけれども、やはり初年度をベースにして、今後どうしていくのかということ密に情報をとりながら、きちんと指定管理者と協議しながら予算を要求することをさせていただければと考えております。

#### ○こんの委員

ありがとうございます。柔軟に考えてくださるという理解をさせていただきました。

このグループホームに限らず、利用者へのサポートをされるスタッフ、そうした方々の、こういう報酬については、今、報酬アップというような話も社会的にもありますので、事業者がこれからスタッフのお給料を上げていきたいというようなところも、ぜひしっかりご相談に乗っていただいて、協議をしていただいて、そういう体制がとれて、そして、中重度の方が入所できる、こうしたグループホームとして、先ほども体制を聞きましたので、そのお考えで、どうか指定管理者の事業者とよく協議をして進めていただきたいと思っておりますので、要望で終わります。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第20号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思っております。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

#### ○こしば副委員長

結論を出すで、不採択でお願いします。

理由としましては、これまで様々な委員の方々からの質問に対する課長の説明、また答弁をお聞きしまして、今回の陳情の趣旨の例えば1つであります指定管理料についても、必ずしもこれは不均衡なも

のではなく、指定管理者となる事業者の経営、収支状況を鑑みるなど、そういった複合的な作用があった上での指定管理料の決定であることが分かりましたし、また、必ずしも、この陳情の最後のところで、重度障害者をあたかも品川区がグループホームから除外しているというわけではなく、公平に調整指数を合算した上で入居区分に割り振っているということも分かりましたので、そういったことも含めまして、今回のこの陳情の願意に沿いがたいと判断しまして、不採択とさせていただきます。

#### ○こんの委員

本日結論を出すでお願いします。

結論は、先ほどの質疑を1点だけさせていただきますが、指定管理料の考え方も柔軟にといいたところも確認がとれましたし、人員配置、それから利用者の選定の考え方等々も確認をさせていただきましたので、先ほどの質疑でも申し上げましたが、指定管理者が中重度の方々を受け入れやすい体制がとれるといいところは、やはり区の支援が必要だろうと。それには指定管理料といいところも加わってくるのだらうということですが、そこを柔軟に考えて協議をしてくださるということも確認できましたので、この陳情については、残念ですが、沿いがたいと結論にさせていただきます。

#### ○ひがし委員

本日結論を出すでお願いいたします。

様々質疑させていただきましたが、この陳情に書かれています指定管理料については、柔軟に検討してくださるということが確認できましたし、また、人員体制についても、中重度の方が入居できるように、しっかりと体制を整えてくださるというふうに理解いたしましたので、今回の陳情には沿いがたい、不採択とさせていただきます。

ただ、確認しましたように、重度の障害者の方も利用できるような運営ができるように、区としても十分に引き続き支援をしていただけるように、こちらについては改めて強く要望をさせていただきます。

#### ○鈴木委員

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いしたいと思います。

今、ご説明を伺って、重度の方が入所できるというふうなところは分かりました。しかし、ここに書かれているように、これまでも重度の方々なかなか入れないで苦労されてきた、そういうことも分かりますし、この区立の出石が、港区でも指定管理者を受けている事業者なのです。それなので、港区よりも品川区は指定管理料が少なく大変だという、人員体制もなかなか厳しいというようなことがないように、ぜひとも体制をとっていただきたいと思いますし、また、希望者がいたら、医療的ケア者も受け入れられるような、そういうグループホームということで、またショートステイのほうも、そういう体制をとっていただけるような、そういうことでの指定管理料というふうなところも、今後に向けても検討していただきたいと思いますというふうに思います。

#### ○筒井委員

本日、結論を出すで、不採択でお願いします。

理由は、港区と比べて指定管理料が少ない旨のことをおっしゃっておりますけれども、品川区の場合は、その代わりに、障害福祉サービス等報酬が指定管理者に収入として入るということ、また、人員体制が不十分であるとはいえないということ、また、グループホームの趣旨の範囲内でしっかり重度障害者も利用できるような体制が整えられているということで、不採択でございます。

ただ、一方で、今回、初年度ということで、しっかりこの運営体制が維持できるように、品川区も伴走をして、しっかりとこの事業が維持できるようにしっかりと見ていただきたいと思います。

### ○おぎの委員

本日結論を出すでお願いします。

今回、入居者の選定について、非常に分かりやすく、また調整指数の合算など、公平性を保っている部分だと非常に評価しております。何よりも、事業者の熱意と、この中重度の方をとにかく想定しているということで、非常に期待をしております。

ただ、一方、やはり重度の方がずっと入れなくて困っているという部分はもちろんこちらの陳情の趣旨で非常に伝わってきますので、事業者に人員配置や指定管理料をはじめ、やりやすいように協議をして、しっかり区としてもバックアップしていただきたいと思ひまして、趣旨採択でお願いします。

### ○やなぎさわ委員

本日結論を出すでお願いします。

様々、理事者の方からのご回答で、しっかりと区としても考えてやられているなということも承知いたしました。

他方で、おぎの委員おっしゃるようなところもあり、この陳情の提出者の方も、こういった区民の方の声、やはり中重度の方がしっかりと安心して地域で暮らせるというところを望んでいるような声もしっかりと受け止めるべきだなということもありまして、趣旨採択でお願いいたします。

### ○松永委員長

それでは、本陳情につきまして、結論を出すとのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○松永委員長

それでは、本件は、結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方からのご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第20号、重度障害者が入居できるグループホームの運営支援を区に求める陳情を採決いたします。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

### ○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

---

## 3 報告事項

(1) 「第4期品川区地域福祉計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

### ○松永委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

初めに、「第4期品川区地域福祉計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○東野福祉計画課長

それでは、報告事項(1)「第4期品川区地域福祉計画(素案)」に係るパブリックコメントの実施結果につきまして、ご報告いたします。

福祉計画課の資料をご覧ください。

まず、パブリックコメントの集計結果でございます。

(1)意見募集期間は、令和6年2月1日から2月22日まで。

(2)の表をご覧ください。募集の結果、13人の方から計42件のご意見をいただいております。提出方法別では、電子メールが11人、40件、ファクスでは2人、2件となっております。

(3)項目ごとの意見数ですが、第4章、第4期に推進する施策に対するご意見が27件と最も多く、次いで、第2章のこれまでの取組と課題についてが4件、その他の項目が各1件、計画記載以外についても7件のご意見がございました。

2の寄せられましたご意見の要約と区の考え方でございます。別紙をご覧ください。

いただいたご意見につきましては、そのまま、または一部要約し、項目ごとのページ順に掲載しております。

また、ご意見に対する区の考え方をそれぞれ示しております。

第4期品川区地域計画の素案につきましては、本年1月22日の本委員会で報告させていただいておりますので、いただいたご意見を踏まえまして、修正を行った箇所のみご説明いたします。寄せられたご意見に対しては、区の考え方および記載の修正に当たりましては、それぞれ所管へも照会し、確認をしているものでございます。

それでは、第4期品川区地域福祉計画の本編と併せてご覧ください。

最初に、一番下のところで、No.7、計画では23ページ、孤独・孤立対策のところでございます。

最下段の、素案では「協議会の設置を検討していきます」としていましたが、ご意見を受けまして、「設置し、推進していきます」に修正しております。

次、No.9、計画では28ページ、多文化共生の推進のところ、下から2段目でございます。「安心して暮らせる地域を目指します」から、ご意見を受けまして、「住みやすいと思える地域を目指します」に修正してございます。

次に、No.19です。計画では36ページの、2)「高齢者・障害者等の社会参加の促進」のところでございます。

上から2段目、「さまざまな社会参加活動や就業の支援を実施しています」と記載がありましたが、ご意見を受けまして、「就業の支援」という文言を削除しております。

次に、No.33でございます。計画では59ページになります。

障害者就労支援センターの充実では、ご意見を受けまして、「併せて、同センターにおいて、超短時間雇用促進事業を推進します」を追記しております。

追記につきましては以上ですが、3月に行いました第5回の策定委員会でもご意見がございました。これによりまして、修正した箇所2か所についてご案内いたします。

計画の2ページ、(1)計画策定の目的のところですが、下から2段目「方針や」と「具体的な取り組みを」の間のところに、区の施策として進めております「「区民の幸福(しあわせ)」ウェルビーイングにつながる」という文言を追記しております。

また、39ページ、子ども食堂の開設・運営支援のところですが、令和4年度末時点の箇所数を記載してございました。このときは35か所と記載しておりましたが、最新の状況、令和5年7月末時点の開設数、40か所と修正をしております。

鏡文のところへ戻りまして、最後に、4の第4期地域福祉計画の決定およびパブリックコメントの実施結果の公表でございますが、5月11日号の広報しながらおよび区のホームページで公表をいたします。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

地域福祉計画は、PDCAサイクルで、毎年1年間の取組の状況を全部まとめて、それはホームページにも、令和4年分のものまで見つかったのですけれども、令和5年もされているのでしょうかということと、このPDCAサイクルの意味なのですけれども、これ、すごく幅広いではないですか。子どもから、障害者から、高齢者から、もう本当に生活福祉課から、そういうふうなところで、所管がそれぞれのところみたいところで、全部網羅するみたいな形の中身になっているのかなというふうに思ったのですけれども、これはどういう形でPDCAサイクルをまとめられて、どういうメンバーでされているのか、その点を伺いたいと思います。

#### ○東野福祉計画課長

地域福祉計画に係るPDCAサイクルですが、策定委員会ではなく、推進委員会というものを設けまして、サイクルを回している、つまり、評価・確認を行っているということでございます。

メンバー的には、庁内の関係部署、子どもから高齢者、生活福祉、障害者、そういったところが網羅されているものでございます。

こちらは福祉は広い分野でございますので、そういった所管のところの取組について、年間の取組を確認していくという形をとってございます。

#### ○鈴木委員

その推進委員会というのは、そうすると、庁内の関係する職員が集まって、それぞれのところがどうだったのかということを検討して、次にこうしていきましょうみたいなことを、福祉関係のところが庁内の職員、部課長が集まって検討して、それで、こういう形で出すということになっているのか、推進委員会というのは、年に1回ですよ。年に1回というのは、ここの中にもどこかにあったか、公開はされているのですか。傍聴はできるのですかみたいなこともどこかにあったような気がしたのですけれども、そういうことはできないのか、それとも、庁内だけのまとめみたいな形でされて、それがホームページで公開されるということになるのか。多分、令和5年度ももう既にされていると思うのですけれども、その公表、令和5年度もされているのですね。それは、まだホームページに見当たらなかったのですけれども、これから掲載するということになるのか、推進委員会、そこのところがよく分からなかったもので、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

#### ○東野福祉計画課長

地域福祉計画の6ページに記載がございまして、地域福祉計画につきましては、先ほど、私、庁内の関係者と言ったのですけれども、それ以外に、学識経験者ですとか、関係機関、地域関係団体、福祉団体ですとか、企業ですとか、そういったところで構成されている会議体がございます。それが推進委員

会でございます。

令和5年度につきましては、令和5年度の1サイクルが3月までということになりますので、これから1サイクルのところの活動状況についての確認を行ってまいります。

#### ○鈴木委員

令和4年度までは、その年度内にやっていたと思うのですが、令和5年度分はまだされていないというのでしょうか。

そして、そういう学識経験者とかいろいろ入っていらっしゃるのに、年に1回しかないわけですよね。それを途中でどこまで進んでいて、今期はどうしようみたいな、そういうふうなことはなくて、1年間に1回だけ、区がまとめたものをみんなで、では、このまとめでいきましょうみたいな形になるのか。そここのところの意味づけというか、そういうふうなものもよく分からなくて、その点も。これを見ても、すごく多方面にわたっていて、継続とか、拡充とかということが書いてある文書があるのですが、そういうものすごく多方面にわたっていて、それぞれの分野で、高齢者は高齢者でやっているし、障害者は障害者でやっているし、それぞれの分野でやっているではないですか。なおかつ、この地域福祉計画推進委員会というところで、このPDCAサイクルでやるということによって、どういうものをどう前進させていこうということになるのか、そこら辺のところがよく見えないので、もう少し教えていただけたらと思います。

#### ○東野福祉計画課長

私は去年、福祉計画課長に着任してから、前年度、令和4年度の推進委員会がございまして、まとめております。つまり、年度が明けてから推進委員会を行っていくというサイクルで行っておりますので、年1回という形になります。

推進委員会の中では、先ほどお話ししましたように、いろいろな団体の方からご発言をいただいて、それを今ある計画にどう生かしていくかというところで検討しております。

その検討をどう生かしたかについても、併せて推進委員会の中で確認を行っていく、そういうやり方をしております。

#### ○鈴木委員

それは傍聴可能ということですよ。そうすると、今度はいつぐらいにやるのか、ぜひ傍聴して実態を見せていただけたらなと思っていますので、今度、いつ頃やるのかということもお聞かせいただけたらと思います。

あと、ここの出されたパブリックコメントの中で、重層的支援体制整備事業もいろいろと出てきて、25年に本格実施を目指すということで、ここの中でも何回か報告されたことがあるのですが、福祉計画課が中心になって重層的支援体制整備事業を行っていくということで前もご説明いただいたのですが、それは、ここのところでも、21年から準備を開始して、そして22年から本格実施に向けて始めて、25年から本格実施を目指すということなのなのですが、準備から本格実施まで4年もかかるのですが、もう既に動き出しているというふうなことで聞いたのですが、今動き出しているところから本格実施というのは、どういうふうに変ってくるのかということと、それから、なぜこんなに移行準備に3年も4年もかかるのか、課題は何かあるのか改めてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○東野福祉計画課長

まず、推進委員会でございますが、まだ日程的なところをご案内できないのですけれども、春先ということで、これから決まりましたら、区民の皆様に向けまして、傍聴などもできますので、ご案内をしていきたいと思っております。

それから、重層的支援体制整備事業でございますが、大分時間がかかっているのは事実でございます。取組を始めてから4年目となっております。令和7年度の本格実施に向けて、現在、動いているという状況です。

国の社会福祉制度の関係もございまして、それに合わせて区としてどういう体制をとっていくかということから始まりまして、区が進めているのが、相談支援、地域づくり、それから、地域に対してのアウトリーチ支援ですとか、そういったことを総合的に区としてどういう体制を整えていくかということについて時間をかけてやってきました。その中には、いろいろな重層的課題、つまり、複合的な課題ですとか、多岐にわたるような問題、そういったものをどう解決していくかという事例を集めて事例検討なども行っております。この委員会の中でもご説明をさせていただきました。そういった積み上げを基に、区としての体制を整えていっている最中というところもでございます。

区といたしましては、それを、まず、区の内部での共有を図るということで、いろいろな研修なども行っております。今年がちょうど令和6年度、最終年度ということで、管理職も含めまして研修を行っていくという体制を今考えております。

また、先ほどお話しさせていただきました地域づくりにつきましては、地域資源はどういうものがあるかというものを洗い出し、それをどう皆さんと共有していくかというところで、システムのなところも構築をしております。そういったもろもろのこと、それから、まだできていない部分がございます、複合課題を抱えている人にどうアウトリーチしていくかというところを、今年度は事例を挙げながら内部での検討を進めて、重層的支援体制整備事業を完成させていこうというところでございます。

また、この重層的支援体制整備事業、私どものほうでまとまりましたらば、委員会などでもご報告させていただきたいと思っております。

#### ○鈴木委員

この中でも、アウトリーチをどこが実施主体になるのか明記していただきたいとかということもあって、もう既にアウトリーチでやっているところ、各分野の相談機関が既に行っているみたいなのところもあって、もう少しどこかでアウトリーチがイメージできるようなことがどこかにあったような気がしたのですけれども、実際に、もう既にできているアウトリーチは、どのようなところに、どのようなものがあるのかということも少し教えていただけたらと……。No.31だ、No.31で、「アウトリーチについて必要性を整理されているが、素案の中で具体的なイメージがつかめません」ということに対して、もう既に各分野で自宅を訪問する等のアウトリーチを実施していますということで書かれていたので、どのようなアウトリーチがもう既にどれぐらいまでできているのかということを伺えたらと思います。

それからもう1つ、孤独・孤立対策協議会も設置し、推進していきますということに修正いたしますということで修正になったのですけれども、これはいつまでにどのようなメンバーで設置するのか、それも教えてください。

#### ○東野福祉計画課長

まず、アウトリーチの件でございます。先ほども積み上げでというようなお話をさせていただきました。推進会議の中でケースを取り上げまして、いろいろな課題を抱えている、複合課題を抱えている人

のケースを取り上げまして、その支援をどうしていくかという部分を、大体1か月に1回、話し合いをしております。その中で出てきた実際の支援体制として、相談を受けたところだけではなく、それにつながる分野の方と一緒に、例えば、お宅を訪問したりとか、または、その相談を受けた人に来てもらって、こういうところにつながっていけば課題が解決しますねという、そういうような形での、いわゆる窓口的などころを区として二重化してとかという、そういうようなアウトリーチの仕方は現在もやっております。

ただ、それからあとは、支え愛・ほっとステーション、議会でも度々言ってきましたけれども、社会福祉協議会に委託して行っている支え愛・ほっとステーションにつきましても、高齢者の方へ訪問したりですとか、地域での相談事を受けるなどのアウトリーチ、相談支援を併せてやっているところでございます。そういった他機関での取組を今後も推進していきたいという意味で、こちらのほうに掲載をさせていただきます。

それから、孤独・孤立でございます。孤独・孤立の地域協議会につきましては、今年度に成立して施行されました推進法の中で努力義務としての規定がございます。区では、昨年度からいち早く取組を始めておりまして、地域協議会の設立に向けまして、令和6年度の設立を予定しております。まだメンバーなどは固まっております。昨年度、いろいろな調査をしていく中で、外部のNPO団体などとも接触を図っておりますので、一般的な区が行っているような地域協議、必要などころでの集まりというよりは、もう少し踏み込んだ形の地域協議会を目指していきたいと思っております。まだ設立するのがいつでとかという部分は決まっております。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○やなぎさわ委員

細かいところで、ここで要望することではないかもしれませんが、概要版の16ページ、本編だと49ページですけれども、児童相談所の写真が載っていると思うのですが、写真が夕方の暗い時間の写真になっていて、私は、これがいずれ差し替わると思っていたのですが、区の書類とかで、ずっとこれが使われていて、ネットで「品川児童相談所」とかと調べても、これしか出てこないのです。せっかくお金をかけていいものをつくって、私は施設を見学させてもらったときに、檜というか、木を使った優しい感じの、すごくいい雰囲気の児童相談所ができたのに、何かこれはもったいないと思うのです。人をあまり寄せつけないような感じというか、暗がりに灯だけ光っているというので、せっかく明るい立派な施設をつくっていただいたので、もう少し明るい写真のほうが分かりやすいというか、区民の人にも、ここが児童相談所ねというふうに分かってもらえるので、ぜひこの写真の差し替えはされたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひこれはご検討いただければと思います。

#### ○松永委員長

要望にしますか。

#### ○やなぎさわ委員

もし何かあれば、お願いいたします。

#### ○東野福祉計画課長

一般的なもので使われておりましたものを掲載しております。児童相談所が特別区に設置、準備担当だったので、現在の課のほうと、どのようなものが提供できるか、調整できし次第、間に合

わないかもしれないですけども、調整はしていきたいと思います。

#### ○やなぎさわ委員

ぜひそうして、明るく分かりやすく、人が受け入れやすいというか、寄りつきやすいというか、そういったものに差し替えていただければと思います。よろしく。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○こんの委員

高齢者の住まいの確保についてのページで、本編ですと20ページです。パブリックコメントで、この辺のところはどのようなご意見が来るかなというふうに思っていたのですが、パブリックコメントでは、No.29に1点だけあったのですけれども、ここに書かれている内容について、ご要望については、事業を進める中で検討してまいりますとご回答。今の段階で、こうします、ああしますというのは、この計画の中に細かくは載っていないというような理解はしているのですけれども、考え方です。高齢者の住まいの確保は、この方が要望しているようなことが、実は現実、手続的にはあったりして、この要望、いわゆる手続、高齢者地域支援課のほうでは、物すごく、高齢者の住まいの確保について、よく聞き取ってくださって、よく対応してくださって、とても寄り添ってくださって、住まいを探すという事業を本当によくやってくさっています。大変評価しております。その不動産屋さんとのつなぎ、あるいは情報提供、ここはすごく不動産屋さんとも連携をとってくださるので、非常に手厚くやってくさるのですが、いざ内覧して、そこを借りようとしたときの手続に関わるいろいろな、お一人ではなかなか手続でき切れないというようなところもあるので、こうした体制を、こちらは2点に絞って具体的な取組というふうに、いわゆるサービスの提供と、サポートしますよということと、あと、居住に関する支援の仕組みというこの2点なのですけれども、これをより具体的に、この計画の中に落とし込むのか、別建てで何か事業的に出てくるのかというところが気になるのですけれども、要は、契約のとき、いろいろなお一人では、契約のときに、重点事項説明書だとか、長文を読み上げられて分からなかったり、そこにサインをしなければいけなかったり、そうした作業のサポートも必要になってくるのですが、ここは、高齢者地域支援課だけではなかなか難しいので、ここにも書いてあるように、住宅課と連携しながらやるわけですけれども、その辺のところ、ここには出てこない具体的な仕組みづくりだったり、サービスの提供だったりというところは、これまでの課題も含めて、どんなふうに進めようとしているのか、その確認をさせていただきたいと思います。

#### ○東野福祉計画課長

具体的な課題、それから、今後の進む方向性というところで、今ここに掲載できるボリュームのものを載せてございます。

先ほど、別の委員からもお話がありました推進委員会でこういった具体的な取組について、どういう課題があって、それに対してどういう対応をしていくかという部分をPDCAサイクルの中で取り組んでいるところがございますので、そこで改めて、今、委員がおっしゃったようなことについて、どうかという部分を取り上げて、住宅課とも連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

#### ○こんの委員

ここで全てを表現するのは、なかなか難しいと思うのですが、住まいの確保は非常に大事なところで、これからひとり暮らし高齢者がますます増えるというような報道も見聞きました。そうすると、本当にこのサポートというところは、1つ大きく取り上げてもいいぐらいの計画の1つになるかと思えます

ので、今おっしゃってくださった検討委員会の中でも進めていただくのですけれども、住宅課と連携しながら、居住支援法人といったところで、住まいのあらゆるサポートという体制をとっていただくように、福祉計画課からも、そうした提案をしていただきながら進めていただきたいと思います、何かございましたら。

#### ○東野福祉計画課長

委員のご提案のところにつきましては、区全体の中、住宅課とも連携をとりながら、よりお困りの高齢者、また、ほかにも困っている方にとって、どういう施策が展開できるかを考えてまいりたいと思います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○おぎの委員

私もこちらの資料を見たときに、こんの委員と同じく、No. 29のコメントが一番気になっておりまして、今、住まいの確保という面では、ご意見をお聞きできたので、続いて、下の後半部分の「賃貸住宅で孤立死が発生した場合に行政が埋葬、清掃してほしい」という部分で、今後、高齢化社会でこういったケースはすごく増えてくると思うのですが、現状で、孤立死されて、お掃除とか、埋葬とか、困っているという案件は、年間どれぐらいあるのか、区では把握していらっしゃるのでしょうか。

#### ○東野福祉計画課長

数字的なものは持ち合わせていないのですけれども、私ども福祉計画課では、民生委員ともつながりがありまして、民生委員協議会などでも、そういった孤立死のことがございます。区として、どのような体制がとれるか、孤独・孤立対策についても取組を始めているところでございますので、そこをまた併せ持って考えていければと思います。

#### ○おぎの委員

先ほどもお話があったように、孤独・孤立対策の協議会はこれから進めていくということですので、こういった事案の把握も含めて、ひとり暮らしの高齢者の方が安心して過ごせる環境をつくっていただきたいと思います。よろしく願います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○ひがし委員

私からは、パブリックコメントNo. 22の、ページで言うと、品川区地域福祉計画の43ページの6) 災害時助け合いのしくみの充実の点から質問させていただきたいと思います。

障害があるご家族の方からも、個別避難計画の策定の話が進んでいないというふうなご相談を受けまして、パブリックコメントにも同じようなことが来ているというところで、その計画については、恐らく品川区地域防災計画のところで詳しく書かれているのかなというふうに認識はしているのですけれども、やはりご家族の方だったり、ご本人の方々が、いつまでにできるのか、私の場合、いつなのかなというところを何件かご相談としていただくということは、その目標の値だったりとか、スケジュール感というところが伝わっていないのかなというふうに思うのですけれども、区として、当事者の方々、またご家族に、どのように連絡をしているのか、進捗として数字が、もし今分かるのであれば、その点も含めて教えていただければと思います。

#### ○松山障害者支援課長

避難行動要支援者個別計画の作成についてです。

区としては、令和3年度から実施いたしまして、令和3年度、令和4年度と合わせて、令和5年度の集計がまだできていないのですが、今、分かっている数字の中では、527人の作成が済んでいます。

日頃から施設や通所先、そういったところでのサービスが必要な方から、重度の方から始めているというところがございます。

ご案内につきましては、相談支援員からご案内をするということになっております。

また、それ以外については、障害者支援課、防災課と一緒にお手紙を同封いたしまして、希望を募るという対応も行っております。

サービスを利用されている方につきましては、かなりの割合でできているのですが、手帳だけを持っている方については、まだまだこれからという形になっているのが実情でございます。

### ○ひがし委員

実はこれ、先日の予算委員会のほうでも質疑させていただいたのですが、やはり不安というところをこうやってパブリックコメントにも載ってきているということですし、現状として、やはりいろいろな地域で地震が起きているというところでいくと、やはり早急に進めていくべきだというふうに思いますので、この点について、改めて丁寧に進めていって、なるべく早く皆様が安心できるような体制の整備を進めていただくように要望させていただきます。

### ○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたら、ご発言願います。

### ○こんの委員

すみません、先ほど、おぎの委員からも話がありましたけれども、決して私は、先ほどの質問の中で、後段の部分を除いての話ではなかったのですが、確認です。

この亡くなられた後の家財撤去とか、そういうものは社会福祉協議会のほうで、あんしん居住サポートサービスというものがありますけれども、既にこういう亡くなられた方の後も処理をするようなサービスも品川区としてはしているというところですが、実際は、社会福祉協議会のほうでやるサービスなのですが、これ、残念ながらあまり使われていないのです。なぜ使われていないかと、私たち会派でもいろいろと研究調査しているのですが、金額です。内容と金額。これについては、あくまでも社会福祉協議会でやっている事業なのですが、品川区として、こうしたサービスがあるのに使われていないということに対しては、何かやりとり、連携、そこら辺の改善とかということについては、品川区として何かできることはあるのでしょうか。その辺を確認させてください。

### ○東野福祉計画課長

社会福祉協議会のほうで行っているあんしん居住サービスにつきましては、今、委員からお話があったとおり、実はそれほど使われていない。または、社会的に浸透していないというところがございます。金額の問題も一理あるかと思っております。区としては、まずは、今ある制度をもう少し知らしめる必要があるかと思っております。社会福祉協議会につきましても、あんしん居住サポートのところに、終活相談の担当を置いて、これから広く進めていくということで伺っております。区として何か連携をしてできることは整えていければと思っております。

### ○こんの委員

残念ながら、こうした体制があるのですが使われないというのは非常に残念な話でもあるので、今後

のことを今お話いただきましたけれども、この体制についても、非常に住まい確保の大きな、また貸してくださる不動産屋さんにとっても安心して貸せるといったところのつなぎのこうしたサポートになると思いますので、今後、高齢者の抱えている課題、また、おひとり暮らしの方の抱えている課題というところを捉えて、この辺も検討というか、進めていただきたいと思います。要望で終わります。

**○松永委員長**

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松永委員長**

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 「品川区障害者計画及び第7期品川区障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

**○松永委員長**

次に、(2)「品川区障害者計画及び第7期品川区障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○佐藤障害者施策推進課長**

それでは、報告事項(2)品川区障害者計画および第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画に係るパブリックコメントの実施結果について、ご報告いたします。

障害者施策推進課の資料をご覧ください。

まず、1、集計結果等についてですけれども、(1)意見募集期間は、昨年12月11日から本年の1月10日までで、(2)提出方法別の提出人数および意見数は、団体を含む23人の方からご意見をいただきました。意見数の合計は279件でございました。

提出方法別では、電子メールが22人で275件、窓口持参が1人で4件となっております。

(3)項目ごとの意見数ですが、まず、こちらの資料の記載に誤りがございまして、第3部、福祉計画の項目におきまして、「第1部」、「第2部」、「第3部」となっておりますが、正しくは、それぞれ「第1章」、「第2章」、「第3章」でございました。大変申し訳ございません。

意見数としましては、第3部第3章の今期の主要テーマと取り組みの方向性に対する意見が64件と最も多く、次いで、第1部第2章の障害者の現状についてが49件のご意見をいただいたところでございます。

続いて、2、寄せられたご意見（要約）と区の考え方については、別紙に全てのご意見と区の考え方を記載してございます。

先ほどの項目ごとの意見数で数の多かった第3部第3章については、今期の主要テーマと取り組みの方向性ということで、事業内容等に関するお尋ねや要望等をいただいております。

また、第1部第2章については、基礎調査やアンケートの結果の内容確認、それから、表記に対するご指摘が多く出ていたところでございました。

そのほか多岐にわたり、幅広い内容でご意見をいただいたところです。

3、計画書につきましては、昨年11月28日の本委員会で各素案とパブリックコメントの実施について報告させていただいておりますが、基礎調査、障害者団体へのヒアリング、パブリックコメント等

を踏まえまして、品川区障害福祉計画等策定委員会でご検討いただいた上で策定したところでございます。

計画書は別添のとおりでございますが、概要版、分かりやすい版を併せて3種類の版を作成いたしました。

最後に、4、公表については、今計画およびパブリックコメントの実施結果を、広報しながら5月21日号および区ホームページに掲載いたします。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

この計画策定に当たって、団体の方々からヒアリングされたと思うのですがけれども、何団体ヒアリングされたのかということと、そのヒアリングのまとめは、このパブリックコメントとはまた別にヒアリングはヒアリングでまとめられているものがあるのか、その点を伺いたしたいと思います。

それともう1つ、団体に対してのヒアリングのことで、この11ページのNo.53のところ、コンサルがヒアリングをしているということで、コンサルに何を聞いても回答できないので、ただの記録係になっているので、やり方を変えてくださいということで、職員に同席してほしいということで書かれているのですがけれども、その同席については、今後検討いたしますということで書かれているのですがけれども、私は、やはり職員の方が直接、障害者の方々の率直な思いを受け止めるためにも、ぜひ直接ヒアリングをしていただきたいと思うのですがけれども、今後検討いたしますということなのですが、区の考えというか、捉え方をお願いしたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、団体へのヒアリングでございますが、団体数、12の団体に対して行っている状況でございます。

内容につきましては、先ほど申し上げました計画の策定に当たって、障害福祉計画等策定委員会で行っておりまして、その中で3月18日に行われました第4回のところで説明しております。まだその内容、資料等がホームページ等にアップできていないところがございますが、そちらのほうでご覧いただけるような形になってくるところではございます。大きなところでございますが、まとめたものとしては、事業等に期待してのご要望等もいただいているところもございますので、計画そのものに対して合計で197件のご意見をいただいております。計画へご意見を反映したものが14件、反映していないものが8件、それから、それ以外の質問、要望等が175件ということでいただいているような状況でございます。

先ほどご質問いただきましたパブリックコメントでの職員のヒアリングというところですがけれども、今回、計画の策定に当たってのヒアリングというところで実施させていただいたところで、コンサルからといった形でさせていただきました。

ただ、今申し上げたようなところで、施策全体へのお話もいただいているというようなところも踏まえまして、パブリックコメントの答えと同様になりますが、今後のヒアリングへの職員の同席については検討させていただければという今回のお答えとなっているところでございます。

#### ○鈴木委員

それはぜひとも職員の方が、直接やはり現場の声というか、当事者の声を受け止めるというところか

らも、それはすごく区としても私はとてもいい機会だと思うのです。そういうところで、ぜひ区の職員が直接聞いてほしいということで要望が出されているわけですから、ぜひそういう方向でご検討いただきたいと思います。これは要望させていただきます。

それから、ヒアリングの中身は、まとめて策定委員会のほうには出されているということであれば、厚生委員会にも出していただけると、私たちも直接、その資料を、団体の方々がどういうことで要望されているかということが分かりますので、ぜひ厚生委員会にも資料として出していただきたいと思いますが、その点についても伺いたいと思います。

それから、今のところでも、その要望を聞いて計画に反映させたというものが14件あるということなので、ここの中でも、修正しました、修正しましたというものは、たくさん出てくるのですけれども、でも、それは、誤字がありましたとか、文言はこのほうがいいのではないですかとかみたいな、中身に大きく関わらないところがすごく多かったのではないかと思います。このパブリックコメントだったり、当事者から出されたご意見だったりの中で、中身に関わるところで修正された箇所が、どういうものなのか、その中身に関しての修正というところがあれば、その点についても伺いたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、団体ヒアリングの結果の公表につきましては、委員会への報告も含めまして検討させていただきます。

それから、今回、パブリックコメントや団体ヒアリングを含めて修正させていただいたところでございますが、先ほど、ご指摘いただいたとおり、例えば、文言の表記のところ、事業名の担当のところのご指摘であったりですとか、表現のところ、分りにくい表現について、ご指摘をいただいたというようなどころでの対応になってございます。

例えば、「移動支援児（者）養成研修が移動支援従業者養成研修ではないか」ですとか、調査の結果で、1%程度しか減っていないところについて改善しているといえるのかとか、そういったところのご意見をいただいたような状況でございます。

#### ○鈴木委員

そういうものはすごくたくさんありますよね。文言の表現をこういうふうに統一してくださいとか、表現はこのほうがいいのではないとか、ここ、このところの誤字がありましたよとか、そういうものはすごくたくさんあって、それはすごく修正しましたというので、いっぱい書かれているところがあるので、それはいいのです。それは、そうされたということでもいいのですけれども、その意見を聞いて、団体と、それからこのパブリックコメントの中で、中身として修正したものがあるのかと、それがあつたらお聞かせいただきたいという、そういう文言の修正の程度しかなくて、中身として意見を聞いた中でこういうふうに変えましたよというものはないのか、それとも、大きなところであるのであれば、こういうふうに変えましたというふうなものがあれば教えていただきたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

今の内容に関するようなどころという意味では、事業、施策等についてのご意見、例えば、定員の拡大の記載について書かせていただいている部分について充実を図ってほしいというようなご意見をいただいて、記載内容を修正させていただいたりですとか、そういったところはございますが、先ほど申し上げたように、8件中の7件ほどについては、訂正、それから表現のご指摘というような状況であったところが結果というようなどころでございます。

#### ○鈴木委員

分かりました。では、中身のことで少し伺いたいのですけれども、このパブリックコメントの中で、素案のときにも、ここでも私も少し指摘させていただいたのですけれども、サービス量が少ないというところで、かなり、ここにずっと、実際にサービス見込み量が少ないということに対して、実績が見込み量を大幅に上回る場合もございますという、そういう回答がすごくたくさんあるのです。10数か所あるのです、そういうふうに。実際は、そういうふうな低いサービス見込み量にしていますけれども、それで制限するわけではなくて、実績は見込み量を大幅に上回る場合もございますというふうなことで、そういうものが回答で十何か所出てくるのですけれども。これは少し問題なのではないかと思うのですけれども、見込み量なので、やはり見込み量があるとしたら、それに対する供給量の確保をどうするかという、サービス供給量の確保というところが計画にあると思うのですけれども、見込み量が少ないということは、供給量を確保するというところにもいかないのではないかと思います。このコメントの中にも、もう既に現時点で、利用できないという人がいる、サービスの事業者がいないためにサービスが使えないという状況があるのにも関わらず、さらに見込み量が少なく、供給量が足りなくて、必要なサービスが受けられないということになるのではないかとということもコメントの中にあっただと思うのですけれども、そういうところからすると、この見込み量と、サービスの供給をするための区の計画が狂ってくるのではないかと思うのです。それなので、どういうふうに、見込み量に対してサービスの供給量を確保していくかということで、見込み量があまりに少ないために、そういうことができないのではないかと心配があるわけです。

そのところは、必要なサービス量が見込み量として反映されていないために、必要なサービスの供給確保の計画ができないのではないかと思います。そのところは、区としては、必要なサービスの供給量をしっかりと確保するために、見込み量との整合性をどう考えるのか、その点を伺いたしたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

ご指摘の見込み量のところでございますが、パブリックコメントの区としての考え方でもお答えさせていただいている部分がございますが、計画としましては、見込み量の算出の方法ということで、直近3期と直近5期の利用時間数等を対比したりですとかというようなところで、推移を見ながら今後のサービス利用の見込み量について推計させていただいたところでございます。

そういった根拠も含めて、これまでの計画との整合性も含めて、今回、計画させていただいたところではございます。委員おっしゃるとおり、あくまでも見込み量というところでございますので、この量しか対応しないということではございません。上限値を示すものではないということ載せていただいているところではございます。これにつきましては、今後の実績等の検証も含めまして、対応が必要な部分については、別途、計画の今後の立て方も含めまして検討させていただく。また、場合によっては、今回、コロナ禍の影響も含めというようなところも書かせていただいておりますが、そういった不測の事態も含めて、今後、サービス見込み量の推移をどういうふうに計算していくかというようなところについては、改めて検討させていただければと考えております。

#### ○鈴木委員

今回、直近のというのが、コロナでサービスが使えなかったときという、そういうものが入ったところでの平均値みたいなことにしたことそのものが、私は問題だったのではないかと思います。そういうふうなところでは、今回の見込み量の立て方は、大変問題があったのではないかとこのように思っています。

今までよりも少なくなるとか、本当に少ないものを3年間続けるとか、ほとんどそういう見込み量になっていたのでは、それはそれで今後の教訓にさせていただきたいというふうに思います。

それから、この障害児（者）の計画も、毎年毎年P D C Aサイクルでやりますよね。それで、1年間の実績をすごくきちんととるではないですか。そういうところで、どれぐらいサービスの見込み量よりもオーバーしたかとかということは分かると思いますので、その時点で必要なサービスが供給できないということがないような、そういう計画に変更するということも含めて、サービスが足りなくて使えないということは今でもあるわけですから、しっかりとサービス量を確保するよということ、実際問題はやっていただきたいということをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうかということ、です。

それと、続けて何点か伺いたいのですけれども、35ページのNo. 157ですけれども、厚生委員会の中でも、グループホームの貸付が30年間ということがすごく問題になったのですけれども、小山七丁目にしても、戸越四丁目のところにしても、30年というふうなことで、そこが50年まで可能だというふうなところでの答弁にもだんだんなくなっていったのですけれども、でも、この回答のところ、30年までは無償だけれども、30年後は、50年までの間は有償になりますということ、で書かれているのです。原則有償となりますと、それなので30年としましたみたいなこと、で書かれているのですけれども、そういう回答は、今までなかったような気がしたのですけれども、ここは、30年で閉鎖するか、または30年たったら土地代を払って続けるかみたいなことになってしまうのか、そのところは、これを見て、「えっ、そんなになっているのか」と思ったので、教えていただきたい、と思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

今、直近でいただきました35ページのコメントに対してのお答えについてですけれども、こちらについては、解釈というか、書き方で誤解を生んでしまっていたら申し訳ないのですけれども、基本的には、今までお伝えしておりますとおり、無償貸付であれば最大30年間、有償貸付であれば最大50年間というふうなところで、今回、無償貸付として30年間での対応をさせていただいているということ。

30年で無償貸付としては、一旦区切りになります、その部分については、事業を続ける場合については、その更新等を含めてご相談してまいりますというこの部分のとおりのご理解でというところでございます。

〔「無償貸付だということ」と呼ぶ者あり〕

#### ○佐藤障害者施策推進課長

30年は無償貸付ということで間違いのない、更新等を含めてご相談というところで間違いございません。

#### ○鈴木委員

無償の更新がある。意味が分かりました。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

繰り返して、ご説明が足りず申し訳ございません。

協議によりまして、30年経過後に、無償での更新が可能ということでございます。

#### ○鈴木委員

この回答書だと、「30年間の無償貸付としています。一般定期借地権は50年間の貸付が可能ですが、土地の貸付費用は原則有償となります」ということで書いてあって、「事業者の経済的負担を伴

うことから、区としては使用貸借による無償貸付が望ましい」と、それで、「貸付期間の上限は30年となります」と書かれていたので、この回答だと、30年は無償だけれども、30年で、廃止するか、または、その後は有償で土地を借りて、続けるならお金がかかりますよみたいな感じの回答みたいに読めたのですけれども、そうではないということなのですね。でも、そういうふう書いてあるわけではないですか、これは。ここの回答は。違うのか。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

ご意見に対して直接答えたような形なので、貸付期間経過後の部分等については、詳しくお書きしていない部分がございます。貸付期間経過後に関しては、今申し上げたとおりでございます。

#### ○松永委員長

鈴木委員、まとめてください。

#### ○鈴木委員

はい、分かりました。

多分これはそういうことが心配で質問されたのではないかと思うので、その後も続けられますよということであれば、そういう丁寧な書き方にぜひしていただきたいというふうに思います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。私からは、1点だけ、こちらのコメント別紙の12ページから13ページにあるNo.57のコメントなのですが、こちらは小学校のインクルーシブ教育に関するものだと思います。「具体的にどのようなものを目指しているのでしょうか」、「いきなりインクルーシブとするのではなく、まずは区内小学校全校へ特別支援学級を設置することで就学時に障害児が就学先を選択できる環境整備を求めます」ということで、森澤区長は障害がある子もない子も誰一人取り残さないインクルーシブな教育ということをおっしゃっていて、区の姿勢も非常によく分かるのですけれども、一方で、こういうものではなく、もっとインクルーシブを急に進めるのではなくて、今の特別支援学級を拡充してくださいという意見もあるようですが、これは実際、利用者のニーズとの乖離なのか、または、こういうふうに品川区がやっていますということのアナウンスがまだ行き届いていないのか、どういった状況なのか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○松山障害者支援課長

今お尋ねの特別支援学校のインクルーシブに関してのご質問ですが、このことにつきましては、教育委員会の所管となっておりますので、この場では回答は差し控えさせていただきます。

#### ○おぎの委員

分かりました。そうですね。この後、学校現場との調整とかも方向性をお聞きしようかと思っていたのですが、全般的に教育の担当ということで、また改めてそちらのほうに聞いてみたいと思います。ありがとうございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○こんの委員

パブリックコメントの25ページの125、126、127に、相談支援事業についてのご意見が載っています。区の課題の捉え方をお聞きしたいのですけれども、相談支援事業所での、いわゆる増員

をしていますというお答えをしているわけですが、やはり事業所が抱えている課題を、区としてはどういうふうに捉えていらっしゃるかというところを確認したいのですが、要は、個別の計画相談、これについては、きちんと単価が出ているので、報酬として上がるのですが、計画までいく前の段階の相談が結構あって、それは報酬が発生しないと認識しているのですが、その相談の件数もかなりあるといったところで、事業所では、個別の計画を立てる前段階での件数のこの対応をといったところも、やはり前段階として非常に大事なので、その辺のところを、何か手当てをしていかないと、何か対応していかないと、この事業所を増やす、増員することはなかなか難しいと考えているわけなのですが、どのように捉えていらっしゃいますでしょうか。3件ほどパブリックコメントのご意見もありますけれども、その辺、現場の課題は、区としてはどういうふうに捉えていらっしゃいますか。

#### ○松山障害者支援課長

計画相談における現場の課題についてのご質問でございます。

委員おっしゃられるように、計画相談の前の基本相談がかなり多くございまして、基本相談部分につきましては、報酬はないということになっております。そうはいいまして、基本相談なくしては計画相談に、サービスにつなぐことができないという課題がありまして、事業所とは、この間、話しているのですが、この間、ご質問いただいたのは、コロナ禍の影響も実は非常に多くございまして、コロナ禍の中で相談を受けるというのはかなり厳しかったという課題がございます。また、コロナ以降、障害児相談もやはり増えていてということもございます。また、相談をやっていれば、その前の基本相談も受けるという傾向もございまして、今後とも事業者と連絡会を通じながら、きちんとニーズを、現場の課題を踏まえまして、今後、ゾーニングに向けてどのように行っていったらいいかということを具体的に考えていきたいと思っております。

#### ○このんの委員

確かに国では、報酬が発生せずボランティアというような形になってしまっているのですが、その辺は課題として捉えてくださっていますし、いろいろ協議というか、ニーズを把握してくださるというお答えをいただきますので、ぜひその辺、事業所さんを増やす、増員をしていくというところの課題の1つはここかなというふうにも捉えておりますので、ぜひその辺のところも、今後、手当てをできるような形で進めていただきたいというふうに思います。何かございましたら、お答えください。

もう1つは、これは、質問というよりも、これは多分、記載ミスなのだろうと思うのですが、14ページのNo. 64なのですが、同じ文章が2つ入ってしまっているのですが、ここは1つですよ。1段落目と2段落目、同じものが入っているのですが、No. 64です。それは多分、誤記載というところですね。第4章と第3章の関係というふうにつながるのが、第2段落目のほうも同じ文書が入っているのですが、誤記載かなと思いますが、すみません。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

申し訳ございません。そうですね、ほかに質問が2つ並んでしまっております。大変申し訳ございません。確認します。失礼いたしました。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

45ページのNo. 208なのですが、「グループホームの整備補助についての記載があるが、民間グループホームは経営が厳しい」ということで、「開設補助のみでなく運営費の助成も不可欠ではな

いか」ということで、これは運営費補助は、品川区が、これは東京都の運営補助でやっているのか、区  
の要綱もあると思うのですけれども、かなり運営費の補助は、家賃助成から、運営諸費から、いろいろ  
あると思うのですけれども、これが知られていないのかなという思いがしたのですけれども、実際に品  
川区グループホーム支援事業実施要綱がありますよね。その中でいろいろと助成が、こういうふうな  
ものでこれだけ出ますよということが具体的に書かれているのですけれども、この支援事業を、民間の  
グループホームは、どれぐらい利用されているのか、その周知がされているのか、その点を伺いたいと  
思います。

それからもう1つ、いろいろ今回、3つパブリックコメントが出ていますけれども、特に障害者の計  
画のパブリックコメントは、65ページにもわたって、多岐にわたってすごく、二百何十項目出ていま  
すよね。そういうところからすると、本当に障害者の方々は、切実な要求をいっぱい持っているとい  
うことが、障害者種別に、また個別に持っているところがすごくあると思うのですけれども、そういう  
ところは区としてどう捉えられているのか。私はこういうところを前に進めていくためにも、また、障害  
者の皆さんに理解を深めてもらうためにも、計画の説明会をぜひしていただいて、団体からだけではな  
くて、当事者からも意見を直接聞く場、それから、一般の区民もお互いに理解し合える場というふうな  
ことで、改めてパブリックコメントの多さを見て、説明会が必要ではないかというふうに思ったのです  
けれども、いかがでしょうか。説明会についても、このパブリックコメントに対しての回答みたいな形  
で説明会をしていただいてもいいのかなと思ったのですけれども、説明会をぜひ、全ての計画が私は  
やっていただきたいと思うのですけれども、そういうふうの方針に変えてほしいというふうに思ってい  
るのですが、その点も伺いたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

まず、民間のグループホームへの運営費助成についてのご質問です。

グループホーム助成については、もちろん東京都の助成もあるのですが、東京都が全て助成できてい  
るわけではなく、東京都の助成にプラスして区独自の助成ということで行っております。

大きくありまして、1つ目が、有資格者の配置助成、入居者が中度以上の方で有資格者を常勤配置し  
た場合が対象となっている有資格者配置助成があります。それは令和5年度の実績については、1事業  
所です。2名の方が有資格者であったので助成をしています。

また、開設時の施設借上費助成というものがございまして、東京都では知的障害のグループホームに  
ついては助成しているのですが、精神のグループホームについては、東京都の助成がないので、区のほ  
うで助成をしていくということになります。

開設後6か月以内に限り、空室分の借上費を助成しております。それは令和5年度の利用をしている  
事業所はおりませんで、令和4年度に1事業所が利用している状況でございます。

こちらのグループホーム運営費助成につきましては、今年度につきましても、新たなグループホーム  
が増えましたので、きちんと全部グループホームに改めて周知をしまして、またご意見等を協議してい  
く予定でございます。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

説明会等に関するご意見でございます。おっしゃっていただいたように、たくさんのパブリックコメ  
ント、ご意見をいただいているようなところで、お声をたくさん上げていただいていることは十分承知  
しているところでございます。全体、こういった計画に対するパブリックコメント等の実施方法につい  
ては、各所管でも行っているところもございまして、他区で行っている状況もございまして、現時点で

は説明会の実施は考えていないところでございます。

#### ○松永委員長

鈴木委員、そろそろ全体的にまとめていただければ。

#### ○鈴木委員

グループホームの補助金は、もっと周知されれば、対象になるところはあるのかなと思うのですが、そこのところが周知されないために使われていないのか、それとも、使い勝手というか、使える対象に当たらないのか、やはりグループホームの経営は厳しいということをすごく聞いていまして、人材を確保することもすごく大変という、そういうことを聞いているので、できれば補助金をもっとしっかりと使えて、助成されて回るようになっていくといいなと思ったのですが、そこら辺の課題は、どういうことなのか伺えたらと思います。

あと、説明会については、品川区はやらないという、ほとんどの計画は説明会をしない方針で、大本がそういうふうな方針なのですか。ずっと求めても、されないまま来ているので、このところでぜひ、様々な計画は区民に知らせていただいて、区民の意見も、その場でも直接聞くような説明会はやる方向で、ぜひ方針の転換をしていただきたいということで、要望をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。グループホームのほうだけお願いします。

#### ○松山障害者支援課長

グループホームの運営費助成の活用についてでございます。

ご相談がある際に、運営費助成についてはご案内しているところなのです。ただ、やはり令和6年度、ちょうど報酬改定もございましたので、多分、グループホームの経営自体も、どのようにされるかというところもありますので、今後、グループホームの事業者に対しまして、改めて周知を行いまして、どうやったらご活用いただけるのかと一緒に考えていければと思っております。

#### ○鈴木委員

はい、了解です。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○ひがし委員

パブリックコメントの結果のところの提出人数のところについて、改めて確認したいのですが、提出人数（団体数）というふうに書かれていたので、団体の方々の意見もこの中に全て反映されているのだろうなというふうには私は認識していたのですが、先ほどの鈴木委員との答弁を聞いていると、団体には別途ヒアリングをしていて、その結果はここには入ってきていないという認識でいいのかということと、あと、ここの団体数は、ヒアリングに参加していない方々は、パブリックコメントでご意見を寄せてくださっているということでのいいのかということをご答弁いただければと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

今回、こちらに書かせていただいているのは、パブリックコメントとして、それを団体のお名前でもいただいたというような形になりますので、先ほど申し上げた団体のヒアリングの内容をこちらに反映しているということではございません。

#### ○ひがし委員

ということであれば、やはり団体の方々のご意見も、委員として確認したいということと、あと、その意見を聞いてどういうふうに変ったのかということについては把握する必要があるかと思っておりますので、

ここについては、今後ぜひ提示していただけるといいなというふうに思います。

また、ほかの区のパブリックコメントの状況とかも確認させていただいたのですけれども、例えば、目黒区だったりすると、この提出者数のところで、個人、団体、議会というように提出の内訳みたいなものが書かれていたりして、今、答弁を聞くまでは、品川区はそういうものをまとめて提出者人数（団体数）みたいな感じで書いているのだろうなと思っていたのですけれども、お話を聞くと、そうではないということが分かったので、ヒアリングはまた別でやっていて、あくまでこれはパブリックコメントを出してくださった方だけということであれば、そういう内訳を分けてみてもいいのかなというふうに意見として思います。

あとは、区民説明会というところを毎回私も言わせていただいているのですけれども、やはりこの計画を見るだけでは分からなかったりとか、分からないからこそパブリックコメントで意見が寄せられているということもあるのかなというふうに思うので、そこの説明のところは、ぜひ私もしていただきたいというふうに思いますので、この点については要望とさせていただきます。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

計画策定の経過についてのお話かと思います。

今回、報告に当たりまして、その前の計画素案とパブリックコメントの実施結果についての報告でございますので、今回、6期と2期のときについても同様な形でやらせていただいておりますが、計画策定結果につきましては、当然、先ほど申し上げたように、策定委員会等につきましては、そういった意見を踏まえて計画を策定したというところにはなりますが、その途中経過ですとか、そのご意見を踏まえて、こういうふうに計画ができたというところなどは、可能なお答えできるようなところは、次回に向けてプロセスを検討させていただければと思います。

#### ○ひがし委員

ぜひヒアリングのところについても丁寧に開示していただければいいなというふうに思うのと、あとは、64ページの、番号で言うとNo.277のところ、ヒアリングは、「質問しても、何も答えられず、伝えておきます」となって、なかなか休みを取れないので、文面でパブリックコメントに質問することにしましたみたいな趣旨のところを書いてあったりするので、そこについても、やはり先ほどのほかの委員からも出ましたように、説明会というところで補足できるところなのかなというふうに思いますので、また検討していただければというふうに思います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○筒井委員

私からは、概要版の7ページで、計画における区の成果目標というところで、国の基本指針に基づき定めましたということですが、当然、4年かけて目標達成をしていくということなのでしょうけれども、これ、まず、現実的に達成可能な目標を立てられているのかどうかということ、全体的なこととしてお聞きすると、具体的には、目標1の地域生活移行者数が、現状3人から、目標は19人以上というふうに大幅な目標数値であり、また、目標4の福祉施設から一般就労への移行者数も、60人から77人と書いてありますけれども、達成可能ということで、具体的にどうやってやられていくのかなというところをお聞きしたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

成果目標等についてのお尋ねでございますが、こちらは今、委員におっしゃっていただいたとおり、

もともと国の基本方針というところがございまして、それに対してそれぞれ成果目標等を定めるというようになっておりますので、各項目を定めさせていただいているところではございます。

でも、一定の目標等は書かれておりますので、それに沿って目標は記載させていただいたところがございます。こちらに達成できるようなところで、それぞれの事業等の拡充を新たに図っていくというように考えているところがございます。

**○筒井委員**

はい、分かりました。一番気になるのは、目標1の地域生活移行者数、現状の3人から、もう19人以上となったというふうに、かなり大幅に増えているのですけれども、そのまま大丈夫なのかということでお聞きしたいと思います。

**○松山障害者支援課長**

目標1の施設入所者の地域生活への移行ということで、19人以上ということで目標を掲げさせていただきました。その19人が、実際は目標を達成するために、地域の課題や課題解決、地域自立支援協議会というところがございまして、そちらの相談支援部会で、区内外の施設にアンケート調査を実施しまして、この中で19人の方が施設からの地域移行をご希望されていると。また、施設の方も、この地域移行に行けるだろうということで、回答をいただいている方が19人いらっしゃいましたので、それを踏まえて、19という数字をここでは掲げさせていただいております。これから具体的に、例えば、出石もしかり、様々なグループホームのご案内や、ショートを利用しながら地域移行に向けて実現していきたいと思っております。

**○松永委員長**

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時43分休憩

○午後3時55分再開

**○松永委員長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前にご案内いたします。

時間が若干押している状況でございますが、17時15分までには終えることができたらと思いますので、ぜひご協力のほど、よろしく願います。

---

(3) 「第九期品川区介護保険事業計画概要（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

**○松永委員長**

次に、(3)「第九期品川区介護保険事業計画概要（案）」に係るパブリックコメントの実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○菅野高齢者福祉課長**

それでは、私から、第九期品川区介護保険事業計画概要（案）に対するパブリックコメントの実施結果について、ご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

区では、3年を1期とする介護保険事業計画を策定しています。令和5年度末をもって第八期が終了し、今年度から第九期の3か年が始まるため、計画の概要をまとめ、パブリックコメントを実施いたしました。

まず、資料の1番、集計結果等です。

(1)意見募集期間としては、令和6年1月11日から2月7日まで行いました。

閲覧場所は、区ホームページのほか、地域センター、図書館、保健センター、シルバーセンター、在宅介護支援センターなどで行い、提出人数は14名、電子メールで7名、ファクスで3名、郵送で4名の方からいただきました。意見件数は全部で36件です。

次に、2番、項目ごとの意見数です。

一番多かった意見としましては、第3章の第九期に推進する8つのプロジェクトが14件、そして、その下の第4章、要介護高齢者の推計と介護サービス・地域支援事業の供給量、11件となっております。

具体的内容については、別紙のほうをご覧くださいと思います。主なものをご紹介させていただきます。

まず、2ページのNo.4「カラダ見える化トレーニング」に参加している。効果的な事業であるので、事業の規模拡大および参加可能な施設を増やしてほしい」という意見です。こちらについては、区の考え方として、今後、介護予防や重度化防止に向けた取組の重要性を認識し、充実強化に取り組んでいくとしております。

そして、3ページのNo.9の「区内に特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症グループホームを増設していただきたい」という意見に対しましては、在宅生活を支援するサービスの充実とともに、在宅生活が継続できなくなった場合には、施設入所のめどが立てられるようにすることを基本とし、施設整備に当たっては、ニーズや地域バランスを考慮しながら、計画的に検討を進めていくとしております。

ここで添付の計画書の87ページ辺りをご覧くださいと思います。

この87ページから88ページにかけて、施設の計画等に対しての具体的な記載をしております。

別紙に戻りまして、4ページのNo.12をご覧ください。「賃金改善を実施し、ケアマネジャーを増やしていただきたい」という意見に対しましては、ケアマネジャーをはじめ、介護・福祉人材の確保計画は重要な課題と認識しているとしております。

計画書の95ページをご覧ください。

この一番下の丸のところです。介護サービス従事者の給与手当は、基本的に介護報酬で賄うべきものとしつつも、区では、2024年、今年に、介護・障害福祉サービス居住支援手当を区独自に創設したことを記載しております。

次に多かった件数としまして、第4章の部分です。第4章の要介護高齢者の推計と介護サービス・地域支援事業の供給量についてです。

別紙に戻りまして、5ページのNo.15のところです。「介護保険料を引き下げてください。介護保険料の段階数を増やし、公平な保険料にするべきである」という意見に対しまして、介護保険料は、事業計画期間内における介護給付費の見込みについて、これまでの実績および今後の動向を注視して推計を行い、介護給付費等準備基金を活用することで、適切な保険料として、第九期の保険料基準決

額を6,500円に設定しているとしております。

計画書の128ページから130ページの部分に、その旨が記載してございます。

保険料段階についても、131ページのとおり、14段階から17段階へと多段階化することで、負担のバランスを考慮しております。

なお、介護保険制度推進委員会でのパブリックコメントを踏まえた最終審議を行い、計画を策定いたしました。

計画書の176ページ、こちらに、委員会の設置および運営や検討経過を記載してございますので、ご覧いただければと思います。

最後に、最初の資料に戻りまして、3番の計画書のところです。

今、ご紹介させてもらっていますが、この計画書と、あと、計画の概要(案)とともに、本日、ご報告させていただきます。

なお、今後、5月をめどに、区のホームページ等で公表させていただく予定です。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

このパブリックコメントのNo.15のところですけども、先ほどご説明があったように、段階が前より若干増えて17段階になって、上限2,500万円までということで、2.8倍から3.3倍までということで変わったのですけれども、これは、もう既に前の厚生委員会的时候も、私も申し上げたと思うのですけれども、もう既に八期の段階で3,000万円以上までもうけている、3,000万円、3,500万円、5,000万円、1億円というふうに3,000万円以上の区が10区あって、品川区は、今回、3.3倍ですけども、それ以上の3.4倍以上というところが17区、八期の段階で既にあつたわけですけども、今回は、一気に増やせないということで、これだけにしたのだというご答弁だったので、新年度、他区の状況が分かたら、教えていただきたいと思うのですけれども、八期の段階でもこのような状況だったので、他区はさらに多段階化が、もっと増えているという状況があるのか、他区の状況が分かたら教えていただきたいと思ひます。

それで、今回、基準額が6,500円になりましたけれども、その保険料も23区でどれくらいの位置なのかということについても教えていただけたらと思ひます。

#### ○菅野高齢者福祉課長

保険料についての他区との状況についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、まだ正式な集計表みたいなものが東京都のほうからも示されておきませんので、まずは、6,500円の保険料基準額については、他区も東京都が公表しております。見ますと、上から10番目、ちょうど真ん中辺り、10番目というところで、平均額を計算すると6,410円になるので、平均辺りの金額に落ち着いたのかなというところになっておきります。

そして、多段階等につきましては、まだその辺りの集計結果が示されておきませんので、今の段階では他区の状況は分からないというところになっておきります。

#### ○鈴木委員

これ、3年に一遍の介護保険料の改定なので、今までが本当にすごく高額所得者優遇の、そういう段階にしておいたので、今回、若干変えたので、次回もぜひ変えて、これは本当に他区並みに、さらに

多段階化で高額所得者に対しても応能の負担というふうなところで、それは今後に向けてということにならざるを得ないのですけれども、検討いただきたいというふうに思います。

それと、No. 12ですけれども、これは先ほども説明がありましたように、95ページのところで、介護・障害福祉サービス居住支援手当を区独自に創設されたということは、何度も申し上げているのですけれども、本当に大きく評価するものです。事業者の方々からもすごく喜ばれています。

それは評価をしているのですけれども、ここに、介護報酬が基本であり、介護報酬の上昇は利用者負担の増につながるということで人件費が書かれているのですけれども、これは、私はぜひ国に求めていただきたいと思うのですけれども、介護報酬に直接処遇改善が関わらない、随分前に国のほうで処遇改善交付金という形でやったこともありますし、今回も、4・5月までは、国が直接出したというふうなことになっていると思うのです。そういう形で、介護報酬にすると、どうしても介護保険料に関わりますので、そうではない形で処遇改善をして、介護のこれだけ深刻な状況は、さんざん前にも、この委員会の中でも話されましたので繰り返しませんけれども、そういうことを改善させるためにも、国に対して、私は、区のほうからも、介護報酬ではなくて、処遇改善交付金という形で、ぜひ対応してほしいということを求めていただきたいと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

こちらのNo. 12の回答のところです。基本的には、国が定める介護報酬が基本ということ、介護保険制度がそういう制度になっているというところで、このように書かせてもらっております。

今回、そうは言っても、区としては、介護人材が不足しているということ、これを大きく取り上げて、今回、95ページのところで書かせていただきました居住支援手当については、介護保険の中ではなくて、一般財源でというところで対応させていただいているところです。

今後、処遇改善加算が介護報酬ではなくて交付金でと、以前確かに、平成20年か、平成21年ぐらまではそういう形だったというふうにも聞いておりますし、今も国は介護報酬で6月からという、その前段で急いでスピーディーにというところで、補助金で対応を一時的にしていると聞いておりますが、その辺りについては、税金を使うという部分でもあつたりしますので、介護保険という保険制度の中で、どう組み立てていくかというのは、国の動向等も注視していきたいと思っております。

#### ○鈴木委員

それは、税金の使い方は、本当に様々無駄遣いというか、介護保険とか、社会保障だろうという、そういう税金の使い方はいっぱいありますので、ぜひとも社会保障の部分で、しっかりと税金を使っていくことは、私は逆に今、求められていると思いますので、区としても、ぜひ求めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

あともう1つ、今回、基金の取崩しが13.5億円取り崩して、20億円のところが13.5億円取り崩して、残り6.5億円になるという、そういうことで今回の保険料に13.5億円が保険料を引き下げるために使われたということなのすけれども、この基金の状況も23区の状況が分かったら、どれぐらい取り崩されているのかとか、どれぐらい残っているのか、区のほうで把握されていることがありましたら、教えていただけたらと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

基金の状況につきましても、23区の状況は、今の段階では把握できていない状況です。

1月くらいに江戸川区が調査したときに、どのくらいの基金を崩すか、崩しているのかというような一覧表がたしかあったと思います。そのときには区によっては、人口規模にもよるのですけれども、例

えば、100億円近く持っていたりとか、50億円ぐらい持っていたりとか、本当に様々でした。品川区は、1人当たりの基金が、数年前に調査した結果では、一番保有率が少なかったという部分がございますので、今までもそういった基金を崩して使いながら保険料に当ててきたという経過もございますので、今後、この結果、第九期の保険料が出た段階で、他区の基金等の動向も見ながら、区としても検討していきたいと思っております。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○やなぎさわ委員

介護職員の居住支援手当についてなのですが、基本的には、東京都のスキームに品川区が上乘せするというようなことで、まだ東京都のほうがはっきりと骨子というか、出していないというのは承知しているのですが、現場レベルで、品川区のケアマネジャーからこのようなことを聞いたのです。在宅介護支援センターのケアマネジャーは、品川区のプラス1万円の手当の対象にならないかもしれないということをお伺いしたのですが、現時点で、もし品川区の決定事項で分かっていることがありましたら、お教えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○菅野高齢者福祉課長

居住支援手当につきましては、都の上乗せというよりも、品川区におきましては、従来より介護福祉専門学校で地域の介護者を養成するということがあるところがあって、1,000人近く輩出しているところもあるので、その貴重な人材を定着させようという目的で区独自で創設したものとなっております。

ただ、今、東京都も、特別手当のいろいろなスキームを、要綱をつくったりとかということで情報提供を順次していただいているところなのですが、あまりそこと違っていたりとかしても、事業者も混乱するという部分もありますので、その動向も見ながら、ただ、区独自で創設するということもあるので、そこを踏まえながら、どういった部分を対象にするかとか、年数をどの辺にするかとかということ、今、限られた予算の中で検討しているところです。

在宅介護支援センターのケアマネジャーが対象ではないのではないかという、その不穏なうわさの根拠が分からないのですが、そういったことをどこか説明会でお話ししたとかということも全くございませんので、そういうことは、まだある、ないとはっきりは言えませんが、フラットな形で、ほかの職種と同じようなことで、今、検討の俎上に上がっているということでご理解ください。

#### ○やなぎさわ委員

安心しました。現場レベルで少しざわついているのです。うわさが、根拠はないということで安心したのですが、ぜひ、もちろん全てのケアマネジャーに支給対象になるように、できれば範囲を広げてというか、さらに広げていただければなというふうに思っておりますので、何とぞご検討のほど、お願いいたします。

このパブリックコメントというか、これの2ページの、先ほどご説明もあった「カラダ見える化トレーニング」について、効果があって拡大してほしいというようなご要望があって、非常にいいことなのかなというふうに思っております、そういった中で、やはり自分で通わなくてはいけないというところで、行ってみたいのだけれども、少し足がというか、行くのが大変で通所できないというところがハードルになってしまうかなというふうに思うので、開催場所というか、ぜひ増やしていただきたい。当然、歩いて通う方が難しければ、それこそ総合事業の利用ということになるかとは思いますが、やはり予防が一番大事だというふうに、この概要というか、計画にも入っておりますし、と

いうふうに思うのですけれども、改めて、その辺の予定というか、区のほうでどのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

#### ○樫村高齢者地域支援課長

「カラダ見える化トレーニング」のご質問でございます。

これは機械を使ったトレーニングでございますので、ご自宅のほうに訪問してということはやってございません。ただ、委員からご指摘がありましたとおり、そういった課題も把握はしておりますので、そういった手だてがないかというところは研究してまいりたいというふうに考えます。

#### ○菅野高齢者福祉課長

私からは、補足としまして、計画書の60ページをご覧いただければと思うのですけれども、高齢者地域支援課で行っております介護予防事業の1つのメニューとして、訪問型のサービスの充実ということで、例えば、柔道整復師による機能訓練訪問事業もございます。これは、一応、ケアマネジャーのケアプランでこういった区分がサービスされるものなのですけれども、外出が難しい方が、こういった形の機能訓練をすることによって、外出が少し可能になって、結果、通いのそういった事業に出られる、そのような接続的な事業展開もしているのです、その辺りのところも今後ケアマネジャーと情報共有していきたいと思っております。

#### ○やなぎさわ委員

かしこまりました。よろしく申し上げます。

要望に近い形になってしまうかもしれないのですけれども、概要欄の15ページのところに、今後の高齢者の推移が載っているのですけれども、もちろん右肩上がりが高齢者は増えてくるというところで、当然、こういった様々なサービスが今後必要になってくると思うのですが、最近、通所介護事業所が品川区で1か所閉鎖になるという情報が入ってきたのです。実は、コロナ禍とかの間でも、結構、閉鎖になるところがちょこちょこあって減っているのです。私が介護事業所をやっていた鮫洲とかあの辺の地域も、ほとんど増えていないのです。私が8年、9年ぐらい前に開設したわけですけれども、特に通所型の半日型とかのデイサービスというか、そういったところがほとんど増えていなかったりして、ある意味、ライバルが増えないというのは、事業所としてはいいのですけれども、利用者から見ると、サービスの選択肢がなかったりとか、逆に言うと、やはりここにつくっても、事業者としては見込みがないというか、あまり利益が上げられないというところで、手を出していないのではないかなというような実情が見えるのではないかとこのように思ひまして、同じ介護事業所としては、どこが潰れたという、結構気が気ではないとか、心配になるのです。やはり他人事と思えないとか、そういうことがありまして、今後、高齢者が増えてきて、サービスが必要になる方が増えるという見込みが出ているのに、こういう状況というのは、やはり介護事務所の経営面が厳しいというあらわれなのではないかというふうに思っておりますので、ぜひその辺は注視していただくというふうに思いますし、今後、2024年度で新たに介護報酬が変わりましたし、居住支援手当も入るということで、どれぐらい収益が変わるのかということも、ぜひ区として動向を追っていただいて、想定どおりにしっかり収益なり、職員の給与が上がっているかどうかということも、きちんと確認をぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ということで、もし何かあれば、ご回答をお願いします。

#### ○菅野高齢者福祉課長

区内の通所介護事業所、コロナ禍で特に通所介護に行くことが少しためられるというところで、利

用者が減ったとか、そういった背景もあるのかなと思います。確かに年に何か所か閉鎖になるとかというお話も聞いております。

区としては、そういった情報もキャッチしながら、ただ一方で、給付と負担のバランスというところもありますので、そうは言っても、事業者がなくなってしまうては元も子もないというところも見据えながら、そういった事業者の動向とか、利用状況については注視してまいりたいと思います。

#### ○やなぎさわ委員

居住支援手当もそうですし、今年の初めのときには、支援金も給付いただいているので、非常に支えていただいているということは重々承知しておりますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (4) しながわ健康プラン2 1 および品川区がん対策推進計画の策定に向けた「健康に関する意識調査」結果報告について

#### ○松永委員長

次に、(4)しながわ健康プラン2 1 および品川区がん対策推進計画の策定に向けた「健康に関する意識調査」結果報告についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○若生健康課長

私からは、しながわ健康プラン2 1 および品川区がん対策推進計画の策定に向けた「健康に関する意識調査」結果報告について、ご報告いたします。

資料をご覧ください。

##### 1、調査の目的です。

しながわ健康プラン2 1 および品川区がん対策推進計画が、今年度、最終年度を迎えることから、次期計画の策定を行うに当たり、区民の健康に関する意識や実態を把握することを目的としてアンケートを実施いたしました。

##### 2番、調査方法。

こちらは18歳以上の区民を無作為に3,000人抽出しまして、郵送配布、回収は郵送またはインターネットでご回答いただく形で、令和5年9月14日から10月23日の期間に実施しております。

##### 3番、回収結果ですが、有効回答数は1,085件、有効回収率36.2%でした。

##### 4番、調査結果につきまして、別添のホチキスどめの概要版を用いて説明させていただきます。

全体版については、冊子はかなりボリュームがありますので、必要に応じてご覧いただければと存じます。

では、概要版をご用意ください。

表紙の四角囲みですが、中ほど、調査項目、こちらについては、ご覧のとおり11項目についてをお聞きしたところです。

設問の中身ですが、開いていただいて3ページ目をご覧ください。

まず、現在の健康状態では、「健康である」と「まあまあ健康である」を合わせますと87.3%、こちらは前回の平成29年度の調査から3.3ポイント増加をしております。

次に、飛んで、6ページをお開きください。

4、食生活についてですが、こちらは、上のほう、「主食・主菜・副菜を1日2回以上食べる頻度」、こちらについては、ほとんど毎日食べるとした割合が52.3%、前回から4.4%増加しております。

一方、その下、「家庭の味付けは外食と比べてどのような味付けか」につきましては、「うすい」、「ややうすい」とお答えいただいたものを合わせると、前回と比べますと、4.1%減少しており、こちらについて、減塩について課題が見られたところです。

次に、おめくりいただいて7ページ、5、心の健康についてです。

「1日の平均睡眠時間」について、6時間以上のところを全て集計しますと、57.3%の方が平均睡眠時間となっております。一方、6時間未満の方の合計については、42.7%となっております。

国の健康日本21における指標では、睡眠時間が6時間から9時間の割合を、令和14年度まで60%と目標に置いております。こちらについて、引き続き、取組が必要と捉えております。

続きまして、このページの右側、8ページ、6「歯や口の健康のために取り組んでいること」では、下の棒グラフですが、「デンタルフロスや歯間ブラシなどの歯間清掃補助用具を使用している」が、前回から13.2ポイント増加。

また、その下です、「定期的に歯科医院で歯科健診や歯石除去等の予防処置を受けている」が、前回から6.9%増加した。

一方、この下から2番目「特に取り組んでいない」が前回から1.5ポイント減少したところでございます。

続いて、おめくりいただいて、9ページ、喫煙について。

こちらでは、上のほう、「1年以内の喫煙をしていない」とした割合が84.8%、こちらは前回から8.1ポイント増加をしたところです。

続きまして、おめくりいただいて11ページ、「この1年間のがん検診受診の有無」についてです。

こちらは、区で実施するがん検診のほかに、職場で受けた検診や人間ドックなども含んだ値となっております。こちらは全てのがん検診で前回から増加いたしました。

次に、おめくりいただいて13ページ、下の最後の11、地域活動についてです。

「地域の人たちとのつながりが強い方か」という設問では、「そう思う」の合計が20.5%、こちらは前回より4.3%減少。逆に、「そうは思わない」の合計は72.0%と、4.1ポイント増加となり、地域とのつながりの面で課題が浮き彫りになっております。

以上が、簡単ではありますが、結果の概要となります。

なお、本報告書につきましては、本委員会終了後に速やかに区ホームページへ公表する予定でございます。

恐れ入ります。1枚目のページ、結果報告の資料にお戻りいただけますでしょうか。

最後の5番、しながわ健康プラン21およびがん対策推進計画の策定についてです。

今回の調査結果を踏まえまして、今年度、両計画の策定委員会を設置しまして、現行計画の最終評価と次期計画の策定作業を行ってまいります。今後、素案がまとまりました段階でパブリックコメントを実施していく予定です。その際は、本委員会に報告させていただきます。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

## ○鈴木委員

今年度に策定委員会を両方、年4回と年3回を開催するという事なのですが、これは別々の委員会が2つつくられるということなのではないでしょうか。そして、これは傍聴とかも可能だということなのではないでしょうか。

そして、パブリックコメントを実施するというのは、およそいつぐらいになるのか、その点も伺いたいと思います。

## ○若生健康課長

この健康プランとがん対策の委員会について、これは2つそれぞれ独立した形で委員会を立ち上げる予定です。

ただ、当然、健康プランの中に、がんの内容も一部含まれております。それも含めたところで計画ということで、健康プランのほうは進めてまいりますので、当然、そことがん計画との連携を通じながら進めていくような形をとっていかうかと。

それから2点目は、傍聴等の公開についてです。総会の考え方ですけれども、現在、この辺りも含めて運営方法について検討中でございますけれども、原則として公開していくような形で考えております。

それから、パブリックコメントですけれども、こちらは来年の1月を予定しております。

## ○鈴木委員

傍聴が可能ということであれば、傍聴できますよというのは、例えば、広報紙とかで案内文にしているだけなのか、その辺も伺いたいと思います。

それから、がん対策推進計画をつくるに当たって、私、ぜひ今回、共産党としても、がん検診の無料化の予算要望を出させていただいたのですけれども、がん検診の無料化で計算してみたら、すごく高いお金がかかるわけではなく、できるなというふうに思ったのです。それなので、これをつくるに当たり、無料化についてもぜひ検討いただけないかと思っているのですが、いかがでしょうかということ。

それからあと、前に第3期のデータヘルズ計画をご説明いただいたときに、23区で1人当たりの医療費が1位だったのですけれども、それで、新生物の医療費が増加傾向ということで書かれていたのです。そういう点では、早期発見、早期治療というふうなところに持っていくということも必要なのではないかというふうに思いますので、そこら辺の考え方はどうですかというふうなことを伺いたいと思います。

1人当たりの医療費というのは、ここでご報告をいただいたときは、23区で1位だったのですけれども、あとで正式にデータヘルズ計画ができたところでのこの計画では、3位になったということで、課長から個別にいただいて、この計画書には3位ということになっています。この3位としても、どちらにしても23区で1人当たりの医療費が多いので、そのところは、そういう意味からも、検診を延ばして、そして早期発見、早期治療というところに結びつけていくことが必要なのではないかというふうに思っています。

それから、この検診受診率も目標に届かず減少しており、23区で18位という、そういう状況になっているというのが、これはデータヘルズの報告だったので、健康プラン、それから、がん対策というふうなところでも、これを踏まえた形で検討いただくことが必要かなというふうに思っているのですが、その点も伺いたいと思います。

それともう1つ、予算特別委員会で取り上げさせていただいたものなのですが、前立腺がんの検診で、行政評価でD評価ということで、廃止・終了、そういう評価になったと思うのですが、

これは、少し時間がなくて途中で最後までできなかったのですが、泌尿器科学会としてもガイドラインを出しているし、声明も出していて、前立腺がん検診を、P S Aをやることで死亡率の低下にもつながるし、泌尿器科学会としては推奨しているという、そういうガイドラインとか提言が出されているので、私は、このD評価を改めて継続していただきたいというふうに思っているのですが、その考え方についても伺いたいと思います。

#### ○若生健康課長

幾つか質問をいただきました。まず、策定委員会の公開についての周知については、広報紙等で適切な周知を図ってまいります。

それから、がん検診の無料化のところになりますが、こちらについては、現状、一部のがん検診については自己負担いただくような形で区としてはやっております。これは前回のがん計画の策定の際にも、こういった費用負担について議論があったところですが、現状のがん検診については、当然、生活保護受給者の方ですとかは無料にしている以外に、自己負担いただいている方々のところでの、そういう方々について、必ずしも、例えば一部負担をいただいている乳がん検診ですとか、受診率が著しく下がっているということもございませんので、そういった意味からも、現状では自己負担いただくことは適切なものだというふうには考えておりますが、いずれにしましても、今回立ち上げるがん対策推進計画のほうでも、そういったところも含めまして、自己負担を含めまして議論を進めていきたいと考えています。

それから、データヘルス計画とがん対策推進計画が健康プランに反映するかについて、当然、関連計画としてデータヘルス計画も参考にしながら、そういったところでも出た指標なども取り入れながら、委員会で議論していきたいと考えております。

それから、最後、前立腺がんの検診について、実務的な評価の結果に対してのご意見ですが、そういったところ、評価ではDというふうなところですが、こちらについては、国の指針にはないがん検診ということで、指針外ということ踏まえまして、やはりがんの対策型検診として国が推奨している死亡率の減少というところの科学的な根拠に裏づけられたがん検診という意味では、必ずしも前立腺がんはエビデンスが十分ではないというような国の評価等もございまして、そうしたところ踏まえまして、また、東京都からも指針外のがん検診を見合わせるようなご意見もいただいているところから、こういったところ踏まえまして、評価をしているというような形で。ただ、これはすぐさま廃止というわけではなく、今年度も予算項目に入れまして、引き続き行っていくということになってございます。こういったところにつきましても、がん対策推進計画の委員会の中で、この辺りの専門家の学識の先生ですとか、医師会の先生等も入って議論していく予定でございまして、十分有効性は検証しつつ、実施の可否も含めて検討していきたいと思っております。

#### ○鈴木委員

前立腺がん検診は、本当に周りでもP S Aをやって早期に見つかって手術したという方がかなりたくさんいらっしゃいますし、こういう評価をするときは、特に医療関係の部分は、私は専門家の医師会の先生ですとか、泌尿器科の先生ですとか、そういうところのご意見を伺いながら評価を下すときには、それが必要ではないかと思っておりますので、ぜひそうしていただきたいと思っておりますし、これについては、かなり泌尿器科学会のほうで推奨するというふうなことで出していますので、これから専門家、医師会の先生とかも含めて検討されるということですので、ぜひ継続できるような形でご検討をお願いしたいと思います。

### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

### ○こんの委員

意識調査の仕方について、参考までに伺いたいのですけれども、無作為抽出で3,000人の方に送られたということなのですから、無作為抽出といっても、ある程度、年齢別というのを見ているのかどうなのか。要するに、いろいろな年齢層のお答えをもらったほうが、より計画の中に反映しやすいといったことも考えると、年齢別というのは、どのようにされているのか。また、回答数についても、年齢別でどれぐらいの方たちがご回答いただいているのか。設問の中に年齢というところが入っていればあれなのですけれども、そうしたところを参考までに伺いたいと思います。

それで、36%、おおよそこういうアンケートは、20%から30%が回答率というのが一般的なのですから、それにしても、より多くの方のご意見などが反映されるように、また、この計画の中にできるようにするためには、どのようなことで、このアンケートのとり方をされたのかなというところで、計画の中にも載っているのですが、一応、ご説明というか、参考までにお伺いしたいと思います。

### ○若生健康課長

意識調査のサンプリングというか、対象についての考え方です。

本冊資料、冊子のほうの7ページに、詳しい年代別の標本数と回収数と、年代別の回収率が男女別に載っているところなのですが、これを見ていただくと、当然、標本数が一定程度均等になるようにというのか、これは人口比を見まして、そこである程度、3,000件を人口比で男女別にそれぞれ割り振って、その上で無作為抽出をかけて送付したということで、その辺の年代の偏りがないような形で調査をしているというような格好になっております。

それから、回収率36%については、目標としてはもう少し高く40%ぐらいに置いていたのですけれども、若干減っているということで、そうはいつでも、これは委託している統計ですとか、現状、専門業者に聞いたところ、やはり都市部では、30%台というところが一般的と予想されていまして、今回、ノベルティといいますか、予算の範囲内で5色のふせんのセットを入れてアンケートをお送りしたりして、前はペンとかを入れたのですけれども、そういった形で工夫をして、回答いただけるような工夫はしておるのですが、こういったところは、今後、広く意見をいただくにはどうしたらいいかというところは、引き続き、研究してまいりたいと思います。

### ○こんの委員

インセンティブもつけてくださっていたということは、非常に工夫をされているのだなというふうに分かりました。

素案ができていますので、この中身は、いろいろなご意見もあるとは思いますが、これからパブリックコメントをされるということですので、またそのときに区民の方のご意見等々を伺いながら、この計画がより区民の方の健康増進、また維持といったところ、また、検診率の向上といったところにつながっていくように、これからの取組を見ていきたいと思います。

### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

### ○筒井委員

しながわ健康プラン21についてですけれども、まず、区民委員の募集は、4月11日から始まると思うので、ホームページに載っているのですけれども、しながわ健康プラン21は、10年の計画にな

るのかなと考えています。10年ぐらい、中間見直しがあるとはいえ、10年来の長い計画なので、区民委員の方の募集人数、これ、2名ではなくて、もう少し増やしてもいいのかなとは思うのですが、この募集人数2名とした理由についてお聞かせください。

#### ○若生健康課長

今回、幅広く品川区民の皆さんのご意見を伺いたいということで、区民委員を募集させていただいております。これは前回の健康プランでは、区民委員は公募しておりませんので、今回初めて区民委員入っていただくということにしております。

なぜ2名かというところにつきましては、この健康プラン21の策定委員について、様々関係各所へ依頼をさせていただいているところなのですが、その構成としまして、まず、ご意見をいただける学識の方ですとか、あるいは、医療関係の団体の皆さん、そういった健康づくりに関連の深い団体、スポーツ推進委員会、それのほかに、健康づくり推進協議会という地域が主体になって健康づくりを行っている区民を中心とした団体の方々を2名入れております。そういったところの全体のバランスも考えまして、区民公募委員については、2名程度が適切なのではないかとということで所管として判断したところでございます。

#### ○筒井委員

分かりました。ぜひ実になる議論をしていっていただきたいと考えております。

委託事業者を公募で決めたということで、株式会社創建というところが選定事業者になるのですが、この事業者は、2020年の中間見直しのときにもやられた事業者の方だと思っておりますけれども、事業者に委託して、具体的にどのようなことをやられていくのでしょうか。会議のスムーズな進行とか、そういったことなのか、それともかなり深く入って、シンクタンクみたいな事業者だったと思いますけれども、かなり深いところに突っ込んで作業をやられているのか、具体的にどのようなことをやられていくのかをお知らせください。

#### ○若生健康課長

委託事業者の委託業務内容につきましては、この健康プラン21は、10年間ということで、国の健康増進法に基づいて、市区町村の健康増進計画として指標も定め、計画期間を求められている計画になっておりまして、様々こういった健康プランは各自治体でも同じようにつくっているところで、やはりその手法ですとか、ほかの自治体や民間等の情報、そういったところも幅広く集めて、そういった様々なデータ等を基に整理して、委員会に提供して行って、それを十分議論に資するような形で、やはり専門的なところ、これは作業的にもかなりのボリュームになってくるので、そういったところ、単純に作業をお願いするというよりは、そういった策定業務を請け負っている経験が豊富であったり、他自治体の動向を熟知されているようなところで、かなり事務局と一緒にやっていくようなイメージで考えております。

#### ○筒井委員

分かりました。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○やなぎさわ委員

報告書の86ページのところなのですが、お伺いしたいのが、「この1か月間に不安などがあつたかー30分以上の運動やスポーツをする頻度別」ということで集計があるのですが、これ

は区としての受け止めとして、運動頻度が高いと、ストレスとか、精神的な不安状態に陥りにくいというふうに取り取っていらっしゃるのでしょうか。ご見解を伺います。

#### ○若生健康課長

こちらについては、スポーツですとか運動をやることによって、一定程度解消に寄与しているのではないかという仮説と申しますか、区としては、そういった思いがあった上で、クロス集計という形で、この2つの設問を組み合わせさせてやってみました。実際、結果については、例えば、ほぼ毎日スポーツをする方については、そういう不安が1か月間ないと答えた方の割合が一番多い結果で、そういったところの数字が実際に結果としてあらわれたというところでございます。

#### ○やなぎさわ委員

そうすると、やはり区民のメンタルヘルス、心の健康という意味で、運動をするような機会とかを推進していきたいというような方針ということでしょうか。

#### ○若生健康課長

この健康づくりと運動、スポーツというところは、かなり密接に関連しているところは、現行の計画でも取り組んでいるところでありますので、委員おっしゃるとおり、そういった視点を重視して進めていくということでございます。

#### ○やなぎさわ委員

かしこまりました。

そういった中で、50ページにいくのですけれども、運動をほとんどしていない方の理由がここに書いてあって、様々あるのですけれども、こちら辺のことをいろいろ勘案すると、正に来年、品川区で初めて行われるしながわシティランというのは、ジョギングと申しますか、非常にいい取組になるのではないかというふうに感じておまして、つまり、運動しない人の理由のところをいろいろ探してみると、ジョギングだったらできるのではないかという、問題が解消されるのではないかということは結構多いと思うのです。時間がないというのは、いろいろ、用意して、移動して、どこかで何かをやるとかではなくて、ジョギングだったら、すぐそのまま家から出て走れるし、上から4つ目の「場所や施設がないから」というものも、ジョギングは普通の道を走ればいだけなので、施設は関係ないし、「費用がかかるから」とか、「仲間がないから」というところも、別に一人で走れるし、費用もかからない、経済的にもいいというところで、やはりジョギングは、誰でも気軽にでき、一人でできるというところで、そして、予算特別委員会でえのした議員が言っていましたけれども、ジョギングをすると鬱病リスクが下がるということをおっしゃったと思います。

という意味で、ぜひ、これ、福祉の面と健康の面でも、しながわシティランをぜひ成功させて、区一体となって行って行って、区民がジョギングをはじめ、スポーツを気軽にできる区民が増えるような環境を整えていきたいと思っております。

ということで、何か受け止めがあればお願いします。

#### ○若生健康課長

ジョギングというところも含めまして、運動を習慣づけていることが明らかに精神の健康の増進につながるというところは、言われているところでございまして、区を挙げて、しながわシティランのほうもやっていくところでございますので、そういったところを、健康面のところも一緒にPRできるような形で、これは健康プラン21の会議に、当然、スポーツ推進課のほうにもご参画いただくような形を想定しておりますので、そういったところを含めて盛り上げていきたいと考えております。

#### ○やなぎさわ委員

つまり、しながわシティラン単体で見ると、例えば、事業的に赤字になったとしても、区民が健康になって、医療費の抑制につながったりすると、最終的にはプラスということになると思うので、そういったところも考慮して、品川区が一体になって、横断型でぜひ実施していただければと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

---

#### 4 その他

#### ○松永委員長

次に、予定表4のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

なお、本日は、皆様方のご協力により、目標時間内に終えることができました。ありがとうございました。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時54分閉会